

## 資料編



## 1. 守口市子ども・子育て会議設置条例

### 守口市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 10 月 7 日

条例第 31 号

(設置)

**第 1 条** 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、守口市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。

(委員)

**第 2 条** 子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 教育関係団体の代表者
- (4) 医療関係団体の代表者
- (5) 事業主の代表者
- (6) 労働者の代表者
- (7) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表者
- (8) 市民
- (9) 関係行政機関の代表者
- (10) その他市長が適当と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第 3 条** 子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 4 条** 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子育て会議は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(部会)

**第 5 条** 子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を子育て会議に報告する。

(庶務)

**第 6 条** 子育て会議の庶務は、児童福祉主管課において処理する。

(委任)

**第 7 条** この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2. 守口市子ども・子育て会議委員名簿

(平成 27 年 2 月末現在)

適用区分	内訳	氏名	役職
第 1 号委員	学識経験者	黒川 清 (会長)	大阪国際大学 人間科学部 人間健康科学科 教授
	学識経験者	馬見塚 珠生	親と子のこころのエンパワメント 研究所 代表
第 2 号委員	福祉関係団体の代表者	萩原 朋子	守口市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会 代表
第 3 号委員	教育関係団体の代表者	多井中 慶司 (副会長)	守口市小学校長会 代表 (守口市立錦小学校 校長)
第 4 号委員	医療関係団体の代表者	森口 久子	守口市医師会 副会長 (森口医院 院長)
第 5 号委員	事業主の代表者	森園 泰子	守口門真商工会議所 議員 (守口赤ちゃんの店 代表者)
第 6 号委員	労働者の代表者	立津 信夫	連合大阪守門地区協議会 副議長 (関西電力労組守口支部 委員長)
第 7 号委員	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する 者の代表者	西山 梢	守口市私立保育会 会長 (守口中央保育園 園長)
	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する 者の代表者	江端 順子	守口市私立幼稚園協会 会長 (寺方幼稚園 園長)
	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する 者の代表者	石丸 利恵	公立保育所長 代表 (守口市立藤田保育所 所長)
	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する 者の代表者	越部 慶子	公立幼稚園長 代表 (守口市立にわくぼ幼稚園 園長)
第 8 号委員	市民	有光 佐知子	公募委員
	市民	谷 千佳	公募委員
	市民	藤原 美奈子	公募委員
	市民	皆川 郁子	公募委員
第 9 号委員	関係行政機関の代表者	奥井 光治	門真公共職業安定所 次長
	関係行政機関の代表者	林 美恵子	大阪府中央子ども家庭センター 企画情報室長

(注) 第 9 号委員の 西田 恭二委員、渡邊 弘子委員は、人事異動に伴い辞職されました。

## 3. 計画策定の経緯

年	月日	内容
平成 26 年	1 月 10 日 ～1 月 22 日	「守口市次世代育成支援に関するニーズ調査」の実施
	3 月 24 日	第 1 回守口市子ども・子育て会議 ・委員委嘱状交付、会長および副会長の選任 ・諮問 ・子ども・子育て支援新制度に関する説明 ・ニーズ調査の集計結果（概要）の報告
	4 月 28 日	第 2 回守口市子ども・子育て会議 ・守口市次世代育成支援後期行動計画の総括について ・ニーズ調査の集計結果の報告 ・計画書骨子案の検討
	5 月 26 日	第 3 回守口市子ども・子育て会議 ・計画書素案「第 1～3 章」の検討
	7 月 7 日	第 4 回守口市子ども・子育て会議 ・計画書素案「第 1～3 章」の検討 ・子ども・子育て新制度関係条例案に係るパブリックコメントの実施について
	8 月 21 日	第 5 回守口市子ども・子育て会議 ・計画書素案「第 1～5 章」の検討
	9 月 16 日	第 6 回守口市子ども・子育て会議 ・量の見込みと確保方策および実施時期の検討 ・子ども・子育て新制度関係条例案に係るパブリックコメントの集計結果について
	10 月 1 日	第 7 回守口市子ども・子育て会議 ・計画書素案「第 1～4 章」の検討
	10 月 22 日	第 8 回守口市子ども・子育て会議 ・計画書素案「第 1～7 章・資料編（全章）」の検討
	11 月 12 日	第 9 回守口市子ども・子育て会議 ・計画書素案「第 1～7 章・資料編（全章）」の検討
	11 月 26 日	答申
11 月 28 日 ～12 月 19 日	「守口市子ども・子育て支援事業計画（案）」に係るパブリックコメントの実施	
平成 27 年	1 月 27 日	第 10 回守口市子ども・子育て会議 ・計画書概要版の検討 ・「守口市子ども・子育て支援事業計画（案）」に係るパブリックコメントの実施結果について ・計画書（案）の修正箇所の確認

## 4. 「守口市子ども・子育て支援事業計画（案）」に係るパブリックコメントについて

## (1) パブリックコメントの概要

## ① 募集期間

平成26年11月28日（金）から12月19日（金）まで

## ② 募集方法

広報もりぐち12月1日号および守口市ホームページに実施概要を掲載し、市内公共施設に「守口市子ども・子育て支援事業計画（案）」、「募集要領」、「意見提出用紙」を設置するとともに、守口市ホームページからもダウンロード可能とし、回収ボックス投函、郵送、Eメール、FAXにより意見を受け付けました。

## ③ 募集結果

下記のとおり53件の提出があり、延べ134件の意見が寄せられました。その意見を6つの分類に整理し、それぞれの内容について守口市の考え方を掲載しました。

## ■ 提出方法および提出件数

提出方法	提出件数
回収ボックス投函	52件
郵送	0件
Eメール	1件
FAX	0件
合 計	53件

## ■ 意見の分類ごとの内容件数

意見の分類	内容件数
1) 認定こども園への普及・移行促進について	3件
2) 新制度全般について	4件
3) 公立施設について	11件
4) 確保方策について	4件
5) もりぐち児童クラブ事業について	1件
6) その他について	10件
合 計	33件

## (2) 意見の概要

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
1) 認定こども園への普及・移行促進について	
・今までの保育カリキュラムと大きく変わる事への対応を十分検討してください。	・幼稚園と保育所の統合により想定される問題については、検討していきます。
・教諭・保育士の配置基準を現行より悪くしないでください。	・認定こども園では、幼稚園と保育所の良いところを併せ持つように制度化されています。現行の施設より配置基準が悪くなることは無いと考えています。
・質の向上にならないので移行促進をしないでください。	・認定こども園では、幼稚園と保育所の良いところを併せ持つように制度化されています。現行の施設より質が悪くなることは無いと考えています。

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
2) 新制度全般について	
・地域子育て支援拠点事業を単なる相談機能にしないこと。また、経験豊かな保育士を活用してください。	・地域子育て支援拠点事業の充実により、保育の必要な方だけでなく、在宅家庭の方にも充実したサービスが提供できるようにしていきます。また、経験豊かな保育士等も活用して頂くことも含め、有効な人材確保策を検討していきます。
・提供区域を3エリアでなくもっと多くのエリアにしてください。	・提供区域は、守口市の地理的条件や幹線道路など人口や施設等の分布状況を総合的に勘案して定める区域です。あまり細分化すると、見込み数値の誤差が大きくなるので、守口市では3つのエリアといたしました。なお、提供区域を3つにしたことにより、通園等のエリアが決められ、居住エリア以外に通園できない訳ではありません。
・保育料が今よりも高くないようにしてください。	・新制度が実施されることによって、利用者負担の保育料が大きく変わることはないよう、現在の保育料の水準を維持するよう検討しています。
・保護者が身近で預けられるよう、エリアごとの区域にしないでください。	・提供区域を3つにしたことにより、通園等のエリアが決められ、居住エリア以外に通園できない訳ではありません。

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
3) 公立施設について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>公立幼稚園、公立保育所のセーフティーネットとしての役割を果たすため充実を図ってください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立幼稚園および公立保育所については、施設数の集約化を図りつつ、セーフティーネットとしての役割も含めサービスの充実を図っていきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>集約化による公立保育所、公立幼稚園への選択肢をなくさないでください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立保育所、公立幼稚園の公立認定こども園化も含め集約化案は現在検討中です。市民の皆さんにとって公立保育所、公立幼稚園でなければならない理由が何なのかも含め検討します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公立幼稚園、公立保育所の縮小はやめてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立保育所、公立幼稚園の公立認定こども園化も含め集約化案は現在検討中です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公立幼稚園、公立保育所の保育内容の充実をしてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立幼稚園および公立保育所については、施設数の集約化を図りつつ、セーフティーネットとしての役割も含めサービスの充実を図っていきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公立幼稚園の3年保育を早期に実施してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立保育所、公立幼稚園の公立認定こども園化も含め施設数の集約化を図り、施設整備の完了と同時に幼稚園部分の3年保育の実施を検討しています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公立幼稚園の預かり保育を早期に実施してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立保育所、公立幼稚園の公立認定こども園化も含め施設数の集約化を図り、施設整備の完了と同時に幼稚園部分の預かり保育の実施を検討しています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公立保育所の時間外保育事業を早期に実施してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立保育所、公立幼稚園の公立認定こども園化も含め施設数の集約化を図り、施設整備の完了と同時に保育部分の時間外保育事業の実施を検討しています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公立施設の職員の内、アルバイト職員を正規職員にしてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育サービスの提供体制を総合的に勘案する中で検討していきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公立施設の良さを地域に広げてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立施設の良さだけでなく、守口市内のすべての教育・保育施設のよさを地域に広げていきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公立保育所での完全給食を実現してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立保育所、公立幼稚園の公立認定こども園化も含め施設数の集約化を図り、施設整備の完了と同時に幼稚園部分、保育部分ともに完全給食の実施を検討しています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法第24条第1項「市町村保育実施義務」を果たすために公立保育所を存続してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同条の趣旨について大阪府に確認し、公立認定こども園であっても「市の保育実施義務を果たすことができる」との見解をいただいています。</li> </ul>



意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
4) 確保方策について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>確保数が不足しているエリアを充足するため、公立施設で充足してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出来るだけ各エリアごとの充足を図りたいと考えていますが、計画最終年度の平成31年度までに全体で不足を解消することを目指しています。ただし、公立施設の集約化案は計画に含まれていませんので、集約化案作成の過程において各エリアの状況を勘案します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>0～2歳児が十分に受け入れられるようにして待機児童の解消ができるようにしてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>0歳児については、十分に受け入れでき、待機児童の解消となるよう計画を立てています。1～2歳児の不足は私立幼稚園から認定こども園への移行が進めば、大きく改善すると考えています。人口推計や利用見込みは予想数であり、実際の数値との誤差については計画の修正も含め、柔軟に対応していきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>1～2歳児で確保数が不足しているエリアを充足するため、公立施設で充足してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>また、公立保育所、公立幼稚園の公立認定こども園化も含め集約化案を現在検討中です。市民の皆さんにとって公立保育所、公立幼稚園でなければならない理由が何なのかも含め検討します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>3～5歳児で確保数が不足しているエリアを充足するため、公立幼稚園3年保育の実施で充足してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立保育所、公立幼稚園の公立認定こども園化も含め施設数の集約化を図り、施設整備の完了と同時に幼稚園部分の3年保育の実施を検討しています。</li> </ul>

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
5) もりぐち児童クラブ事業について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>学童保育を小1～小6まで対応。設置箇所を各学校の校区内にある商店街の空き店舗などを利用する。(地域の小売店の利用促進を期待。帰りが遅くなると食品スーパーまで立ち寄るのは正直手間だと考える)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年7月31日に、厚生労働省及び文部科学省の両省連携により、児童等が安全で安心して過ごすことができる居場所を確保するため「放課後子ども総合プラン」が新たに策定され、その推進事項の一つとして、放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所である学校施設を徹底的に活用することが明記されました。</li> <li>本市においては、国が示すプランに沿って全児童を対象とした自主的な遊びの提供を目的とする「登録児童室」と、1年生から3年生までの保育に欠ける児童を対象として生活の場を提供する「入会児童室」の二つの機能を有する「も</li> </ul>

	<p>りぐち児童クラブ事業」を市立全小学校内で通年実施していることから、全児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所を提供できていると考えております。また、入会児童室の受入学年については、現在の受入状況や施設面積等から勘案すると、その拡充が非常に困難なことから、今後民間事業者の参入も含めて研究する必要があると考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後とも、もりぐち児童クラブ事業におきましては、地域の方々の協力を得ながら現在の形態を基本とした運営に引き続き取り組んで参ります。</li> </ul>
--	---

意見の内容ごとの要旨	守口市の考え方
6) その他について	
・わかくさ・わかすぎ園の定員を増やしてください。	・現状では利用を希望する方すべてを受け入れることができているので、現在の定員を維持したいと考えています。
・加配職員を正規職員で確保してください。	・保育サービスの提供体制を総合的に勘案する中で検討していきます。
・私立保育園は園長先生の特色が強すぎてよくないので、市が対応してください。	・私立保育園では一定の保育水準を担保しつつ、各園の特色を活かした保育をさせていただいているところですが、保育内容等に問題がある場合には今後も市が指導していきます。
・ファミリー層が子育てしやすく住みやすい街づくりを期待します。	・住みやすい街づくりを計画していきます。
・時間外保育利用者には利用者負担を徴収してください。	・利用者負担は徴収します。
・全ての子どもを公立が受入れる計画にしてください。	・全ての子どもが希望する施設等を利用できるよう民間と公立とが一体となって進めていきます。
・病児保育の複数設置を希望します。	・平成 28 年度以降、実施施設の設置を見込んでいます。
・病後児保育の拡充を希望します。	・平成 28 年度以降、実施施設の増設を見込んでいます。
・病後児保育のベビーシッター派遣や利用補助の制度を充実してください。	・認定こども園での実施を基本として考えています。
・こんな無責任な計画ならすぐ止めてください。	・無責任な計画をたてたつもりはありませんが、これからの守口市の子育て環境を良くしていく為の計画です。市民の皆さまと共に、進めていきますので、ご協力よろしくお願いします。

## 5. 行政サービス等の状況

## (1) 幼稚園の状況

施設数は平成23年度までは16か所でしたが、平成24年度以降は減少し、14か所となっています。在園児数は減少傾向にあり、平成26年度では1,261人と、平成21年度から193人減少しています。私立幼稚園在園児数はほぼ横ばいですが、公立幼稚園在園児数は減少しています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
合計	施設数	16か所	16か所	16か所	14か所	14か所	14か所
	定員	3,084人	3,084人	3,084人	2,860人	2,890人	2,890人
	在園児数	1,454人	1,398人	1,352人	1,343人	1,279人	1,261人
公立幼稚園	施設数	7か所	7か所	7か所	5か所	5か所	5か所
	対象年齢	4・5歳					
	定員	884人	884人	884人	660人	660人	660人
	在園児数	375人	347人	302人	263人	258人	238人
私立幼稚園	施設数	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
	対象年齢	3～5歳					
	定員	2,200人	2,200人	2,200人	2,200人	2,230人	2,230人
	在園児数	1,079人	1,051人	1,050人	1,080人	1,021人	1,023人
	(市外居住者)	(457人)	(462人)	(485人)	(475人)	(454人)	(439人)

資料: 守口市統計(各年度5月1日現在)

(注) 私立幼稚園の在園児数は守口市内の入園者のみで、他市からの入園者は含みません

## (2) 保育所の状況

## ① 認可保育所の状況

施設数は平成21年度以降変わらず23か所となっています。入所児童数は平成21年度から平成23年度にかけ増加傾向にありますますがその後減少し、平成26年度では2,376人となっています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
合計	施設数	23か所	23か所	23か所	23か所	23か所	23か所
	対象児童	0～5歳児					
	定員	2,435人	2,465人	2,475人	2,475人	2,495人	2,485人
	入所児童数	2,364人	2,398人	2,402人	2,430人	2,427人	2,376人
公立保育所	施設数	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所
	対象児童	0～5歳児					
	定員	1,290人	1,290人	1,290人	1,290人	1,290人	1,290人
	入所児童数	1,045人	1,079人	1,076人	1,115人	1,108人	1,081人
私立保育園	施設数	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所
	対象児童	0～5歳児					
	定員	1,145人	1,175人	1,185人	1,185人	1,205人	1,195人
	入所児童数	1,319人	1,319人	1,326人	1,315人	1,319人	1,295人

資料: 守口市統計(各年度4月1日現在)

(注) 平成23年度の認可保育所入所児童数について誤りがありましたので訂正いたします。(平成27年7月31日付)

## ② 家庭保育所（認可外保育施設）の状況

施設数は平成21年度から平成25年度までは6か所でしたが、平成26年度には減少し、5か所となっています。定員は0～2歳までの子どもで、平成25年度までは135人となっていました。平成26年度には減少し、111人となっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設数（民間）	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	5か所
定員	135人	135人	135人	135人	135人	111人
入所児童数	51人	55人	56人	49人	39人	55人

資料：守口市統計（各年度4月1日現在）

## ③ 待機児童数の状況

平成21年度から平成23年度にかけて増加傾向にありましたが、その後は横ばいの状態となっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
待機児童数	22人	32人	46人	45人	47人	45人

資料：守口市統計（各年度4月1日現在）

## (3) 保育サービス等の状況

## ① 一時預かり事業の状況

実施施設数は平成21年度以降変わらず、11か所となっています。延べ利用人数は、平成25年度以降、短時間の一時預かり事業を縮小した施設があったため全体として大きく減少しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所
延べ利用人数	3,538人	3,556人	2,417人	3,463人	1,001人

資料：守口市統計

(注) 延べ利用人数には、補助対象とならない施設の利用人数は含みません

## ② 病後児保育事業の状況

平成21年度から平成24年度までは1か所で開催していましたが、平成25年からは2か所で開催しています。延べ利用人数は平成24年度までは50人以下で推移してきましたが、平成25年度では大きく増加しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	2か所
延べ利用人数	16人	47人	37人	29人	147人

資料：守口市統計

## ③ 子育て支援センター事業（守口市子育て支援センター）の状況

## ■親や子どもたちの遊びと交流

子育て支援センター事業については、市民保健センター内で実施しています。

支援センターでの親や子どもたちの遊びと交流についての延べ利用人数は、平成23年度の8,661人をピークに減少傾向にあります。平成25年度では7,257人と、平成21年度と比べ561人増加しています。また、あそびの広場の参加人数は増減を経て、平成25年度では2,582人となっています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用人数		6,696人	6,696人	8,661人	7,301人	7,257人
あそびの広場	開設回数	22回	28回	31回	39回	34回
	延べ参加人数	1,787人	3,054人	2,974人	3,308人	2,582人

資料：守口市統計

## ■子育てに関する相談

子育てに関する相談では、毎年度100件程度の相談があり、平成25年度では92件となっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ相談件数	126件	126件	98件	84件	92件

資料：守口市統計

## ■子育てに関する情報の収集・提供（すこやか☆ネット守口）

子育てに関する情報の収集・提供を行っているホームページ「すこやか☆ネット守口」へのアクセス件数は平成25年度では1万件を超えています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べアクセス件数	9,162件	9,162件	7,537件	9,038件	10,142件

資料：守口市統計

## ■子育てに関する講座・講演会

子育てに関する講座・講演会は毎年度20回前後開催されています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
開催回数	23回	25回	27回	26回	24回
延べ参加人数	754人	786人	917人	963人	760人
延べ保育児童数	54人	49人	33人	32人	17人

資料：守口市統計

### ■子育てサークルへの支援・保育ボランティアの育成

子育てサークル出前講座については平成25年度で2回、サークル交流会についても平成25年度に2回開催されています。また、保育ボランティアの講座は、平成25年度に2回開催されており、ボランティアの登録者数は221人となっています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
サークル 出前講座	実施回数	5回	5回	3回	2回	2回
	延べ参加人数	187人	142人	76人	75人	99人
サークル 交流会	実施回数	5回	2回	7回	4回	2回
	延べ参加サークル数	8団体	22団体	42団体	18団体	24団体
保育 ボランティア	講座開催回数	2回	2回	2回	2回	2回
	登録者数	159人	168人	82人	101人	221人

資料:守口市統計

サークル出前講座：サークル活動を支援するため、サークルの依頼により、活動日に支援センターの職員が出向き、おもちゃの提供や遊びの指導を行う取組み

サークル交流会：子育てサークル支援の一環として、1年に数回、支援センターが開催している活動。各サークルの活動内容や活動上の悩み等、サークル間の情報交換を行っている。全体会のほか、地域ごと（東部、南部の2部）のサークル交流会も開催している

保育ボランティア：支援センター主催講座や公民館等主催の講座・講習会・セミナー等において、集団で子どもを見てもらう取組み。

### ④ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の状況

ファミリー・サポート・センター事業は市民保健センター内で実施しています。

延べ活動件数は平成23年度までは減少傾向にありましたが、平成24年度から増加しており、平成25年度では平成21年度以来再び2,000件を超えました。

会員数は年々増加傾向にあり、平成25年度では421人となっています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ活動件数		2,010件	1,565件	1,186件	1,935件	2,113件
会員数	依頼会員	199人	194人	196人	214人	219人
	協力会員	128人	136人	150人	182人	174人
	両方会員	38人	38人	41人	29人	28人
	合計	365人	368人	387人	425人	421人

資料:守口市統計

## (4) 障がい児通園施設の状況

守口市内の障がい児通園施設は、平成23年度までは肢体不自由児通園施設「市立わかくさ園」と知的障がい児通園施設「市立わかすぎ園」の2か所でしたが、平成24年度に統合し、「市立わかくさ・わかすぎ園」の1か所となっています。

「市立わかくさ・わかすぎ園」の平成26年度の通園児童数は44人となっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設数	2か所	2か所	2か所	1か所	1か所	1か所
対象児	0～5歳の肢体不自由児・知的障がい児					
定員	90人			80人		
通園児童数	39人	51人	48人	54人	57人	44人

資料：守口市統計（各年度4月1日現在）

## (5) 母子保健事業の状況

妊婦、乳幼児健康診査については、下記の7種の健診を実施しており、対象者の7割以上が受診しています。

母子保健事業については、各種健診のほか、各種教室や相談事業にも取り組んでいます。また、各種予防接種も実施しています。

			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
健診	妊婦一般健診	受診率	88.7%	92.0%	89.1%	97.2%	93.7%	
	乳児一般健診	受診率	79.2%	76.4%	78.0%	75.2%	76.8%	
	4か月児健診	受診率	95.3%	96.6%	95.9%	94.7%	96.4%	
	乳児後期健診	受診率	83.7%	80.9%	85.7%	83.3%	80.0%	
	1歳6か月健診	受診率	91.7%	93.2%	94.9%	91.7%	92.1%	
	2歳児歯科健診	受診率	84.8%	87.0%	85.4%	87.7%	86.2%	
	3歳6か月健診	受診率	75.3%	77.5%	77.3%	79.8%	80.4%	
教室・相談	両親教室	参加者数	373人	328人	300人	306人	279人	
	新生児訪問指導	参加者数	421人	435人	447人	468人	475人	
	離乳食講習会	参加者数	311人	315人	247人	280人	280人	
	1歳児相談	参加者数	104人	70人	55人	60人	77人	
	育児教室	参加者数	1,342人	1,491人	1,113人	1,157人	1,105人	
予防接種	BCG	接種者数	1,151人	1,074人	966人	944人	892人	
	ポリオ <sup>注1</sup>	接種者数	2,240人	2,095人	1,495人	3,986人	2,265人	
	三種混合	幼児期 <sup>注2</sup>	接種者数	4,400人	4,471人	4,286人	3,823人	4,460人
		小学生	接種者数	226人	377人	400人	436人	336人
	麻疹・風疹1・2期	接種者数	1,891人	2,001人	1,894人	2,094人	1,917人	
	麻疹・風疹3・4期 <sup>注3</sup>	接種者数	1,860人	2,204人	2,234人	2,154人	-	
	日本脳炎	接種者数	1,159人	3,444人	3,886人	4,053人	3,625人	

資料：守口市統計

(注1) ポリオの予防接種で使用するワクチンは、平成24年度より生ワクチンから不活化ワクチンに変わりました。

(注2) 幼児期の三種混合の平成25年度接種者数はポリオ不活化ワクチンを含む4種混合ワクチンの接種を含みます。

(注3) 麻疹・風疹3・4期は、平成23年度までは経過措置として実施していましたが、平成24年度で終了しました。

## (6) 小学校の状況

## ① 学校数と児童数

公立小学校は平成25年度までは18校でしたが、平成26年度に「滝井小学校」と「春日小学校」が統合し、「さつき小学校」となったため、17校となっています。児童数は平成21年度以降年々減少傾向にあり、平成26年度では6,576人となっています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
学校数（公立）		18校	18校	18校	18校	18校	17校
児童数	総数	7,981人	7,754人	7,382人	7,060人	6,825人	6,576人
	1年生	1,166人	1,161人	1,103人	1,081人	1,082人	1,035人
	2年生	1,268人	1,168人	1,156人	1,097人	1,073人	1,070人
	3年生	1,303人	1,266人	1,166人	1,148人	1,098人	1,063人
	4年生	1,371人	1,308人	1,274人	1,168人	1,138人	1,093人
	5年生	1,463人	1,388人	1,302人	1,269人	1,171人	1,139人
	6年生	1,410人	1,463人	1,381人	1,297人	1,263人	1,176人

資料：守口市統計（各年度5月1日現在）

## ② もりぐち児童クラブの状況

もりぐち児童クラブは守口市内すべての小学校で実施しており、登録児童室と入会児童室の2つの区分があります。

登録児童室の利用者累計は、平成21年度の163,322人より減少し、平成25年度では162,621人となっています。

入会児童室の入会者数は、平成22年度以降増加傾向にあり、平成26年度で729人となっており、登録率（入会者数÷1～3年生児童数）についても年々高くなっています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開設か所数		18か所	18か所	18か所	18か所	18か所	17か所
児童数	1～6年生	7,981人	7,754人	7,382人	7,060人	6,825人	6,576人
	1～3年生	3,737人	3,595人	3,425人	3,326人	3,253人	3,168人
登録児童室 <sup>注1</sup>	登録者数	3,690人	3,647人	3,497人	3,346人	3,315人	3,105人
	利用者累計	163,322人	163,921人	159,977人	160,560人	162,621人	-
入会児童室 <sup>注2</sup>	入会者数	666人	661人	682人	697人	704人	729人
	登録率	17.8%	18.4%	19.9%	21.0%	21.6%	23.0%

資料：守口市統計（各年度5月1日現在）

（注1）登録児童室は1～6年生の児童および保護者が同伴する3歳以上の幼児を対象としています。

（注2）入会児童室は1～3年生の児童で、放課後等保護者が就労または疾病その他の事由（月15日以上かつ、その状態が3か月以上続く。）で保護育成することができない児童を対象としています。



## ③ 不登校児童数、いじめの報告（国への報告）件数

不登校児童数は平成23年度の37人が最も多く、平成25年度では30人となっています。  
いじめ報告件数は平成24年度の9件が最も多く、平成25年度では4件となっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
不登校児童数	22人	22人	37人	17人	30人
いじめの報告件数（国への報告）	4件	5件	6件	9件	4件

資料：文科省「児童生徒の問題行動等状況調査」への報告

## (7) 小学生の安全に関する状況

## ① 交通事故の被害件数

被害件数は平成22年度、平成23年度での10件が最も多く、平成25年度では5件となっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
交通事故被害件数	5件	10件	10件	7件	5件

資料：小・中学校報告書

## ② 恐喝・脅し・痴漢の被害件数

被害件数は平成21年度の22件をピークにその後減少し、平成25年では8件となっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
恐喝・脅し・痴漢の被害件数	22件	5件	10件	8件	8件

資料：小・中学校報告書

## (8) 子どもの虐待等の状況

## ① 子どもの虐待件数

0～18歳未満の子どもに対する虐待は、平成25年度児童虐待件数の内訳を見ると、「ネグレクト※」が145件と最も多く、次いで「身体的虐待」が46件、「心理的虐待」が23件の順となっています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
虐待件数	162件	196件	150件	164件	216件

資料：守口市児童虐待防止地域協議会資料

## ■平成25年度子どもの虐待件数の内訳

	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	合計
0～3歳未満	13件	4件	52件	0件	69件
3歳～就学前	17件	8件	35件	1件	61件
小学生	16件	8件	35件	0件	59件
中学生	0件	3件	13件	1件	17件
高校・その他	0件	0件	10件	0件	10件
合計	46件	23件	145件	2件	216件

資料：守口市児童虐待防止地域協議会資料

## ② 子育て支援課相談係への相談（家庭児童相談）件数

相談件数は平成24年度に500件を超え、平成25年度では573件となっています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年	平成 24 年度	平成 25 年度
相談件数	354 件	474 件	407 件	522 件	573 件
延べ相談件数	4,075 件	4,451 件	3,502 件	4,897 件	4,525 件

資料：守口市統計

## 6. こんな時の行政サービス等

## (1) 夜間・休日に子どもが急病となった時の連絡先

## ■ 夜間・休日にご利用いただける診療所 (夜…夜間に利用可 休…休日に利用可)

内科・小児科		診療受付時間	
守口市休日応急診療所 (内科・小児科) 住所：守口市大宮通1-13-7 市民保健センター1階 ☎：06-6998-9970	休	土曜日	18:00～20:30
		日曜日・祝日	10:00～12:00、13:30～16:30 18:00～20:30
北河内夜間救急センター (小児科) 住所：枚方市禁野本町2-13-13 枚方市立保健センター4階 ☎：072-840-7555	夜 休	毎日 (365日対応)	受付時間 20:30～翌日5:30 診療時間 21:00～翌日6:00
		平日	22:00～翌日5:30
大阪市中央急病診療所 (内科・小児科) 住所：大阪市西区新町4-10-13 ☎：06-6534-0321	夜 休	土曜日	15:00～翌日5:30
		日曜日・祝日	17:00～翌日5:30
		平日	22:00～翌日5:30
歯科		診療受付時間	
守口市休日応急診療所 (歯科) 住所：守口市大宮通1-13-7 市民保健センター1階 ☎：06-6998-9945	休	日曜日・祝日	10:00～11:30、13:00～16:30
		毎日 (365日対応)	21:00～翌日3:00
大阪府歯科医師会 夜間緊急歯科診療所 住所：大阪市天王寺区堂ヶ芝1-3-27 ☎：06-6774-2600	夜 休		

(注) 365日対応と記載のあるもの以外は、年末年始は診療受付時間が異なります。

## ■ 判断に迷ったときはこちら！ (☆ただし、緊急時はすぐに「119番」!!!)

救急相談窓口「救急安心センターおおさか」	～ 突然の病気やケガで困ったら ～
<ul style="list-style-type: none"> <li>24時間365日体制で、市民からの救急医療相談を「相談員」「看護師」「医師」が対応します。</li> <li>☎：固定電話 (プッシュ回線)・携帯電話・PHSからは #7119 ヘコール</li> <li>☎：固定電話 (ダイヤル回線)・IP電話からは 06-6582-7119 ヘコール</li> </ul>	
小児救急電話相談	～ 子どもの急な病気に困ったら ～
<ul style="list-style-type: none"> <li>20:00～翌日8:00に、小児科医の支援体制のもと「看護師」が相談に応じます。</li> <li>☎：固定電話 (プッシュ回線)・携帯電話・PHSからは #8000 ヘコール</li> <li>☎：固定電話 (ダイヤル回線)・IP電話からは 06-6765-3650 ヘコール</li> </ul>	
大阪府医療機関情報システム・守口市門真市消防組合消防本部	～ 救急病院を探すなら ～
<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府医療機関情報システムのホームページで救急病院が探せます。(www.mf.is.pref.osaka.jp) また、24時間365日体制でお電話での問い合わせにも対応します。</li> <li>☎：06-6693-1199 大阪府救急医療情報センターヘコール</li> <li>守口市門真市消防組合消防本部では、対応可能な救急病院を24時間365日体制でお伝えします。</li> <li>☎：06-6906-1122 守口市門真市消防組合消防本部ヘコール</li> </ul>	

(2) 子どもや子育ての相談窓口

■ どこへ相談してよいかわからないときはまずこちら！

利用者支援事業	
保育・幼稚園課 ☎ : 06-6992-1033	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子育てに関する相談の総合窓口です。子育てに関することで、どこへ相談してよいかわからないという場合にご利用ください。</li> <li>■ 教育・保育に関する情報や地域子ども・子育て支援事業等に関する情報等の提供を行い、必要なサービスが円滑に利用できるよう支援します。</li> </ul>

(注) 平成 27 年度より設置予定です。

■ こんな時！の子育て相談

☆ 0～18歳までの子どものことで相談したい！

子どもについての悩みや問題について相談をしたいとき	
子育て支援課 相談係 ☎ : 06-6992-1655	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子育ての不安やしつけに悩むなど、子どもに関するさまざまな問題についての相談を電話や来所で受け付けています。</li> <li>■ 悩みはひとりで抱え込まずに相談ください。</li> <li>■ 児童虐待の通告・相談の窓口です。</li> </ul>
大阪府 中央子ども家庭センター ☎ : 072-828-0161	
少年の非行問題等について相談したいとき	
枚方少年サポートセンター ☎ : 072-843-2000	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 少年の問題行動等に関する相談に応じ、少年の非行防止や犯罪被害防止のため、助言や指導、立ち直り支援活動等を行っています。</li> </ul>
障がいのある子どもの発達や福祉サービスについての相談をしたいとき	
市立わかくさ・わかすぎ園 ☎ : 06-6996-0050	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 在園児に限らず、障がいのある子どもの発達や福祉サービスの利用等について相談・情報提供を行っています。</li> </ul>

☆ 就学前の子どものことで相談したい！

子どもの健康や言葉の遅れなど発達に関することの相談をしたいとき	
市民保健センター ☎ : 06-6992-2217	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもの健康のことや言葉の遅れなどの発達に関することで不安があるときなどに、電話や来所で相談を受け付けています。</li> </ul>
子育てに困ったときの相談をしたいとき	
認定こども園 幼稚園 保育所 ☎ : (各施設の連絡先は「P122」へ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各園で、在園児に限らず園庭開放等の機会を通して、子育て相談を行っています。</li> <li>■ 私立認定こども園や私立保育園では、スマイルサポーターを配置し、地域の子育て家庭への相談活動の充実を図っている園もあります。</li> <li>■ 私立幼稚園では、教育相談や臨床心理士によるカウンセリング等を行っている園もあります。</li> </ul>
守口市子育て支援センター ☎ : 06-6995-7833	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子育てに困ったときや悩みがあるときなどに、子育てアドバイザーが面談や電話、FAX、メール等で相談に応じます。</li> <li>■ 必要に応じて専門相談員が対応します。 (予約制です。休業日はFAXやメールで相談を受け付けています。)</li> </ul>

## ☆ 小・中学生の子どものことで相談したい！

いじめや不登校等、教育に関する相談をしたいとき	
守口市教育センター <b>☎ : 06-6997-0703</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 小・中学生や保護者等を対象にいじめや不登校、学習、特別支援教育等に関する相談を電話やメールで受け付けています。</li> <li>■ 相談内容により、教育専門相談やスクールカウンセラー等の臨床心理士等が対応する相談、また、学生フレンドや適応指導教室といった支援にもつなげます。</li> </ul>
電話相談 <b>☎ : 06-6992-6346</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 相談のための専用ダイヤルです。</li> </ul>
いじめホットライン <b>☎ : 06-6992-0177</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ いじめについての相談に特化した専用ダイヤルです。</li> </ul>
メール相談 <b>soudan@moriguchi-osk.de.jp</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 電話で相談しにくいという場合には、メールでの相談も受け付けています。返信には日数がかかることもあります。</li> </ul>
教育専門相談（要予約）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 相談の内容により、臨床心理士や家族療法家等の専門相談員が対応いたします。</li> </ul>
スクールカウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各中学校区に配置された臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーが相談に対応します。</li> <li>■ お問い合わせは、各小・中学校でも受け付けています。</li> </ul>
学生フレンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 心の悩みや不安で、外出や登校がしにくい小・中学生に対して、学生フレンド（学生ボランティア）が週一回程度家庭訪問等を行い、話し相手・相談相手となって、学校復帰に向けての支援を行います。</li> <li>■ お問い合わせは、各小・中学校でも受け付けています。</li> </ul>
適応指導教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 心理的又は情緒的な原因により登校できない状況にある、不登校で悩む小・中学生の援助を行います。</li> <li>■ 適応指導教室の専門指導員が一人一人にあった支援プログラムを組み、指導にあたります。在籍する学校とのつながりを大切に、出席の取り扱いや学校復帰のための支援方法について学校と話し合いを行います。</li> </ul>

## ■ 虐待を受けているかもしれない子どもを見つけたときはこちら！！

児童虐待に関する相談・通告先はこちら
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 虐待と思われる子どもがいたら…、子育てに悩む親がいたら…、ご自身が出産や子育てに悩んだら…、すぐにご連絡ください。（匿名での連絡も可能です。秘密は守られます。）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 平日           <ul style="list-style-type: none"> <li>☎ : 06-6992-1655 子育て支援課 相談係へコール（9：00～17：30 に対応）</li> <li>☎ : 072-828-0190 大阪府中央子ども家庭センターへコール（9：00～17：45 に対応）</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 夜間・休日（平日 17：45～翌日 9：00 および土曜日・日曜日・祝日 24 時間体制に対応）           <ul style="list-style-type: none"> <li>☎ : 072-295-8737 大阪府中央子ども家庭センターへコール</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 24 時間 365 日体制           <ul style="list-style-type: none"> <li>☎ : 0570-064-000 児童相談所全国共通ダイヤルへコール</li> <li>☎ : 06-6943-7076 チャイルドレスキュー110 番（大阪府警本部）へコール</li> </ul> </li> </ul>

## (3) こんな時の子育て情報や子育てサービス

## ■ 認定こども園、幼稚園、保育所および地域型保育事業についての情報が知りたい！

認定こども園、保育所および地域型保育事業について	～ 保育・幼稚園課 保育係 へ～
<p>「保育所等入所（園）案内」（守口市のホームページに掲載しています。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>守口市内の認定こども園、保育所および地域型保育事業の施設・入所（園）・利用に関する情報を掲載しています。案内は、保育・幼稚園課や守口市子育て支援センターに備えてあります。 ☎：06-6992-1637 保育・幼稚園課 保育係へコール（各施設の連絡先は「P122」へ）</li> </ul>	
公立幼稚園について	～ 保育・幼稚園課 幼稚園係 へ～
<p>「市立幼稚園園児入園案内」（守口市のホームページに掲載しています。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>守口市内の公立幼稚園の施設・入園に関する情報を掲載しています。案内は、保育・幼稚園課の窓口および各公立幼稚園に備えてあります。 ☎：06-6992-1658 保育・幼稚園課 幼稚園係へコール（各施設の連絡先は「P122」へ）</li> </ul>	
私立幼稚園について	～ 各私立幼稚園 へ～
<p>「私立幼稚園ガイドブック」（大阪府私立幼稚園連盟のホームページ <a href="http://www.kinder-osaka.or.jp">www.kinder-osaka.or.jp</a>）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>私立幼稚園（守口市・門真市・大東市・四條畷市）の施設・入園・利用に関する情報を掲載しています。ガイドブックは、各私立幼稚園や保育・幼稚園課、守口市子育て支援センター、守口市内の小児科・歯科の診療所等に備えてあります。 ☎：問い合わせは各私立幼稚園へコール（各施設の連絡先は「P122」へ）</li> </ul> <p>☆私立幼稚園に就園する園児の保護者に対する補助金があります。</p> <p>「私立幼稚園等就園奨励費補助金」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行制度では、市内に在住する者のうち、私立幼稚園等に就園する満3歳児、3～5歳児の保護者を対象に、保護者の所得に応じて保育料および入園料の一部を補助します。なお、補助金交付限度額が実際に支払った保育料および入園料を上回るときは、当該支払額が限度となります。 ☎：06-6992-1658 保育・幼稚園課 幼稚園係へコール</li> </ul> <p>「私立幼稚園保護者補助金」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行制度では、市内に在住する者のうち、市内の私立幼稚園に在園する4・5歳児の保護者を対象に補助します。なお、補助金には交付限度額があります。 ☎：06-6992-1658 保育・幼稚園課 幼稚園係へコール</li> </ul>	

## ■ 子どもを一時的に預かって欲しい！

ファミリー・サポート・センター事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを一時的に預かってほしい人（依頼会員）と子どもを預かることができる人（協力会員）が会員となり、両者の希望をセンターが調整して、会員同士が育児の援助活動を行っています。</li> <li>保護者が就労や病気等により一時的に預かって欲しい時だけでなく、認定こども園や幼稚園、保育所、習い事等への送迎にもご利用いただけます。ただし、子どもが病気の場合はご利用いただけません。</li> <li>対象年齢…生後3か月から小学校3年生まで 利用料金…平日7:00～20:00 1時間あたり700円 土日祝や年末年始、上記以外の時間帯 1時間あたり800円 受付日時…月曜日～土曜日9:00～17:00（祝日・年末・年始を除く） ☎：06-6995-7877 もりぐちファミリー・サポート・センターへコール</li> </ul>

## ■ 子育て中の人同士で交流したい！子どもが安全に遊べる場所を知りたい！

<b>子育て支援事業</b>	<b>～ 就学前の子とその保護者の交流の場 ～</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 守口市内では、守口市子育て支援センター、一乗寺学園、土居ひまわりこども園、白鳩チルドレンセンター八雲中およびにしき認定こども園が地域子育て支援拠点事業を実施しており、子育て中の親が出会い、情報交換や相談ができる場としての機能を有し、子育てに関する情報提供や子育て講座や講演会などを行っています。</li> <li>■ 上記以外の施設でも、園庭開放や子育て相談を実施するなど子育て支援事業を行っています。 ☎：06-6995-7833 守口市子育て支援センターへコール（各施設の連絡先は「P122」へ）</li> </ul>	
<b>子育てサークル</b>	<b>～ 就学前の子とその保護者の交流の場 ～</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 守口市内には公民館や会館などを拠点にお母さんたちが自主的に集まって独自の工夫をこらした活動をしている子育てサークルがあり、子ども同士を遊ばせながら、子育てについての情報交換等を行っています。</li> <li>■ 子育てサークルの情報は、子育て支援センター内の情報コーナーの掲示板や「子育て支援センター機関紙0歳からの子育てつうしん『もりっこ』」に掲載しています。 ☎：06-6995-7833 守口市子育て支援センターへコール</li> </ul>	
<b>市立児童センター</b>	<b>～ 3歳以上の幼児とその保護者の交流および小学生の遊び場 ～</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域社会における子どものレクリエーションセンターとして、子どもに健全で楽しい遊び場を提供し、心身の発達向上を図り、子どもの健やかな育ちを支援するための施設です。</li> <li>■ 対象年齢…保護者が同伴する3歳以上の幼児および小学生 開館日時…毎週月曜日～土曜日 10：00～17：00（日曜日・祝日・年末年始は休館） 住所：守口市金田町1-4-1 ☎：06-6902-1006 市立児童センターへコール</li> </ul>	

## ■ 就学前の子どもと一緒に出かけるときに知っておきたい公立施設の状況

施設 設備	施設																	
	守口市役所	市立わかかさ・わかすぎ園	市民保健センター	守口市子育て支援センター	市立児童センター	ムーブ 21 (生涯学習情報センター)	エナジーホール (守口文化センター)	もりぐち歴史館「旧中西家住宅」	大日駅前交通広場トイレ	三郷公民館	西部公民館	東部公民館	南部公民館	錦公民館	庭窪公民館	庭窪公民館分室	北部公民館	八雲東公民館
授乳スペース	○	○	○		○	○												
ベビーベッド	○	○	○	○		○	○		○	○			○				○	○
幼児コーナー						○	○				○	○	○			○	○	○
おむつ交換台	○	○	○			○	○	○	○									
幼児用便器		○	○		○		○	○	○									
トイレ内乳児イス		○	○						○									
乳母車置き場			○		○	○												

(4) 教育・保育施設等の連絡先

公立保育所		☎
東部	大久保保育所	06-6902-1400
	梶保育所	06-6902-0383
	金田保育所	06-6902-1170
	佐太保育所	06-6902-1160
	藤田保育所	06-6903-8406
中部	外島保育所	06-6997-0484
	西保育所	06-6991-2901
	八雲東保育所	06-6909-3344
南部	大宮保育所	06-6996-2070
	北寺方保育所	06-6998-7424
	寺方保育所	06-6996-9381
	南保育所	06-6993-8845
	あおぞら保育所	06-6992-1674

小規模保育事業所		☎
東部	グレース保育園	06-6901-8880
	とも共同保育所ともっこ園	06-6901-2377
中部	コスモス共同保育所	06-6992-7249
	大日サンフレンズ保育園	06-6905-8776
	武下家庭保育所	06-7501-4466
	ナーズリーさくら	06-6993-3553
南部	ひよどり保育園	06-6993-1125
	くろしお保育園	06-6996-1177

寺方保育所と南保育所が統合し、平成 27 年 6 月よりあおぞら保育所が開所予定です。

私立保育園		☎
東部	オリンピックあおぞら保育園	06-6902-2250
	守口中央保育園	06-6901-0521

公立幼稚園		☎
東部	おおくぼ幼稚園	06-6902-1163
	とうだ幼稚園	06-6903-0226
	にわくぼ幼稚園	06-6902-0700
中部	やくも幼稚園	06-6992-3000
南部	とうこう幼稚園	06-6992-0800

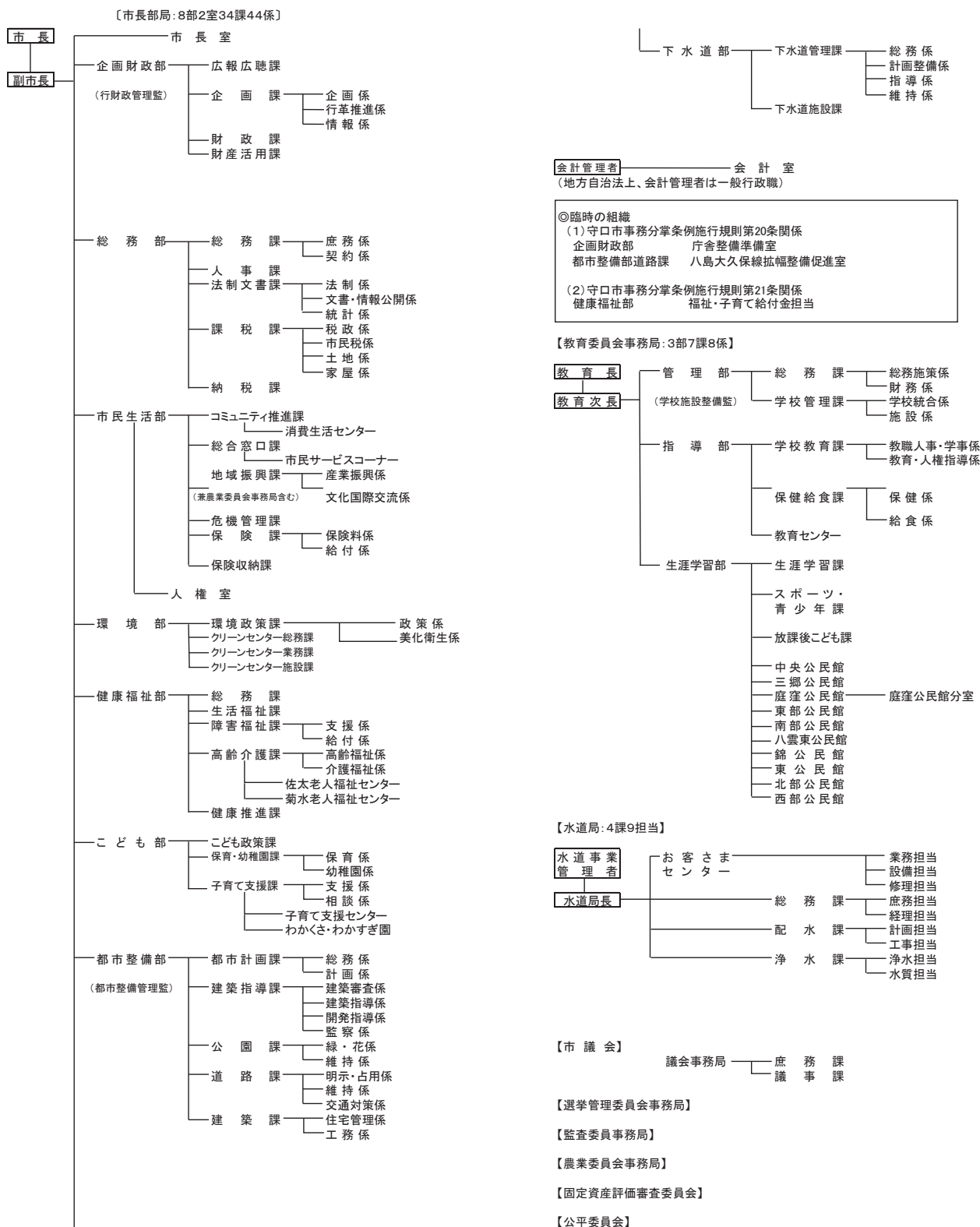
私立認定こども園		☎
東部	一乗寺学園 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">地</span>	06-6901-2400
	大阪国際大和田幼稚園	06-6902-7329
	たちばな東こども園	06-6901-2763
	らいこうじ学園	06-6902-3173
中部	白鳩チルドレンセンター八雲中 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">地</span>	06-6909-0061
	土居ひまわりこども園 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">地</span>	06-6991-2441
	御幸幼稚園・さくらんぼ保育園	06-6991-1822
南部	寺内さくらこども園	06-6991-0497
	高瀬ひまわりこども園	06-6996-0301
	にしき認定こども園 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">地</span>	06-6997-4008
	橋波幼児舎	06-6998-5321

私立幼稚園		☎
東部	金田幼稚園	06-6901-8873
	白百合幼稚園	06-6901-2881
中部	早苗幼稚園	06-6991-2595
	守口幼稚園	06-6992-0109
南部	三郷幼稚園	06-6991-1881
	寺方幼稚園	06-6992-7090
	守口東幼稚園	06-6996-8787

- (注) 地は、地域子育て支援拠点事業を実施している施設です。
- (注) 平成 27 年 2 月末現在の申請内容に基づき作成しています。
- (注) 守口中央保育園は、平成 27 年度中に認定こども園に移行予定です。



## 7. 守口市機構図（平成26年4月1日現在）



## 8. 守口市の子どもの人口実績と推計

## 【平成22～26年人口実績】

年齢		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
人口 実績	0 歳	1,088	1,059	1,022	975	1,027
	1 歳	1,163	1,109	1,050	1,044	1,002
	2 歳	1,134	1,151	1,082	1,061	1,036
	3 歳	1,165	1,115	1,126	1,082	1,040
	4 歳	1,124	1,147	1,104	1,123	1,076
	5 歳	1,148	1,118	1,145	1,093	1,102
	6 歳	1,195	1,142	1,111	1,134	1,064
	7 歳	1,205	1,194	1,137	1,109	1,123
	8 歳	1,313	1,210	1,182	1,136	1,092
	9 歳	1,335	1,320	1,210	1,176	1,133
	10 歳	1,421	1,329	1,313	1,211	1,170
	11 歳	1,498	1,416	1,321	1,307	1,216
	合計 (0～11 歳)	14,789	14,310	13,803	13,451	13,081
	(1・2 歳)	2,297	2,260	2,132	2,105	2,038
	(3～5 歳)	3,437	3,380	3,375	3,298	3,218
	(0～5 歳)	6,822	6,699	6,529	6,378	6,283
(6～11 歳)	7,967	7,611	7,274	7,073	6,798	

資料：守口市統計(各年4月1日現在)

## 【平成22～26年人口実績に基づく人口推計】

年齢		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
人口 推計	0 歳	921	900	888	876	866
	1 歳	1,055	946	925	913	901
	2 歳	994	1,046	938	917	905
	3 歳	1,015	974	1,025	920	899
	4 歳	1,034	1,009	968	1,019	915
	5 歳	1,055	1,013	988	948	998
	6 歳	1,073	1,027	986	961	922
	7 歳	1,054	1,062	1,017	977	952
	8 歳	1,106	1,038	1,045	1,001	962
	9 歳	1,089	1,103	1,035	1,042	998
	10 歳	1,127	1,083	1,097	1,029	1,036
	11 歳	1,175	1,132	1,088	1,102	1,034
	合計 (0～11 歳)	12,698	12,333	12,000	11,705	11,388
	(1・2 歳)	2,049	1,992	1,863	1,830	1,806
	(3～5 歳)	3,104	2,996	2,981	2,887	2,812
	(0～5 歳)	6,074	5,888	5,732	5,593	5,484
(6～11 歳)	6,624	6,445	6,268	6,112	5,904	

資料：守口市統計データより推計(各年4月1日現在)

## 9. ニーズ調査の結果

### (1) ニーズ調査の結果について

#### ① 掲載データについて

今回の調査項目のうち、主な調査結果のみを掲載している。

#### ② 結果の見方

- ・ 回答は、各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してある。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合がある。
- ・ 複数回答を求めた質問では、回答比率の合計が100.0%を上回る。なお、グラフに次のような表示がある場合、複数回答を依頼した質問である。  
MA%（Multiple Answer）＝回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合
- ・ 回答があっても、小数点第2位を四捨五入して0.1%に満たない場合は、図表には「0.0」と表記している場合がある。
- ・ 回答者数（n）が少ない場合は、比率の数字に偏りが生じやすく、厳密な比較をすることは難しいので、おおよその回答の傾向をみることになる。
- ・ グラフにおいて、コンピュータの入力の都合上、回答選択肢の見出しを簡略化している場合がある。
- ・ 割合の表記における「弱」や「強」などは、5割弱(47.0～48.9%)、約5割(49.0～51.0%)、5割強(51.1～53.0%)、5割台半ば(53.1～56.9%)としている。

#### ③ 前回調査との比較

今回の調査項目のうち、次世代育成支援後期行動計画の策定に際して平成21年度に実施したニーズ調査と同一の項目については、当該調査結果も合わせて表示している。

### (2) 回答者の属性

#### ① 回答者

##### 【就学前調査】

調査数	2,817	100.0%
お母さん	2,664	94.6%
お父さん	132	4.7%
その他	15	0.5%
無回答	6	0.2%

##### 【就学後調査】

調査数	390	100.0%
お母さん	355	91.0%
お父さん	31	7.9%
その他	3	0.8%
無回答	1	0.3%

## ②居住エリア

## 【就学前調査】

調査数	2,817	100.0%
東部エリア	1,087	38.6%
中部エリア	750	26.6%
南部エリア	944	33.5%
太子橋小学校	12	0.4%
無回答	24	0.9%

## 【就学後調査】

調査数	390	100.0%
東部エリア	141	36.2%
中部エリア	83	21.3%
南部エリア	164	42.1%
太子橋小学校	-	-
無回答	2	0.5%

## ③子どもの年齢

## 【就学前調査】

調査数	2,817	100.0%
0歳	344	12.2%
1歳	346	12.3%
2歳	337	12.0%
3歳	543	19.3%
4歳	627	22.3%
5歳	562	20.0%
無回答	58	2.1%

## 【就学後調査】

調査数	390	100.0%
小学1年生（6歳）	49	12.6%
小学2年生（7歳）	69	17.7%
小学3年生（8歳）	64	16.4%
小学4年生（9歳）	63	16.2%
小学5年生（10歳）	70	17.9%
小学6年生（11歳）	62	15.9%
無回答	13	3.3%

## ④子どもの同居状況（複数回答あり）

## 【就学前調査】

調査数 (MA%)	2,817	100.0%
お父さんとお母さんと一緒に住んでいる	2,474	87.8%
お父さんと一緒に住んでいる (父子家庭)	24	0.9%
お母さんと一緒に住んでいる (母子家庭)	223	7.9%
おじいちゃんと一緒に住んでいる	147	5.2%
おばあちゃんと一緒に住んでいる	252	8.9%
おじいちゃんが近所に住んでいる	932	33.1%
おばあちゃんが近所に住んでいる	1,155	41.0%
その他	77	2.7%
無回答	15	0.5%

## 【就学後調査】

調査数 (MA%)	390	100.0%
お父さんとお母さんと一緒に住んでいる	340	87.2%
お父さんと一緒に住んでいる (父子家庭)	6	1.5%
お母さんと一緒に住んでいる (母子家庭)	38	9.7%
おじいちゃんと一緒に住んでいる	30	7.7%
おばあちゃんと一緒に住んでいる	54	13.8%
おじいちゃんが近所に住んでいる	102	26.2%
おばあちゃんが近所に住んでいる	144	36.9%
その他	13	3.3%
無回答	2	0.5%

## (3) 保護者の就労状況

## ① 母親の就労状況

## 【就学前調査】

調査数	2,793	100.0%
フルタイムで就労	674	24.1%
フルタイムで就労（産休・育休・介護休業中）	110	3.9%
パート・アルバイトなどで就労	862	30.9%
パート・アルバイトなどで就労（産休・育休・介護休業中）	63	2.3%
以前は働いていたが、今は就労していない	871	31.2%
これまで就労したことがない	172	6.2%
無回答	41	1.5%

## 【就学後調査】

調査数	384	100.0%
フルタイムで就労	95	24.7%
フルタイムで就労（産休・育休・介護休業中）	2	0.5%
パート・アルバイトなどで就労	155	40.4%
パート・アルバイトなどで就労（産休・育休・介護休業中）	4	1.0%
以前は働いていたが、今は就労していない	97	25.3%
これまで就労したことがない	30	7.8%
無回答	1	0.3%

## ② 母親の就労希望

## 【就学前調査】

調査数	925	100.0%
フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある	53	5.7%
フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない	242	26.2%
パート・アルバイトなどで働き続けることを希望	460	49.7%
パート・アルバイトなどをやめて子育てや家事に専念したい	60	6.5%
無回答	110	11.9%

## 【就学後調査】

調査数	159	100.0%
フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある	9	5.7%
フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない	40	25.2%
パート・アルバイトなどで働き続けることを希望	99	62.3%
パート・アルバイトなどをやめて子育てや家事に専念したい	2	1.3%
無回答	9	5.7%

## ③ 父親の就労状況

## 【就学前調査】

調査数	2,594	100.0%
フルタイムで就労	2,482	95.7%
フルタイムで就労（育休・介護休業中）	6	0.2%
パート・アルバイトなどで就労	34	1.3%
パート・アルバイトなどで就労（育休・介護休業中）	-	-
以前は働いていたが、今は就労していない	37	1.4%
これまで就労したことがない	-	-
無回答	35	1.3%

## 【就学後調査】

調査数	352	100.0%
フルタイムで就労	343	97.4%
フルタイムで就労（育休・介護休業中）	2	0.6%
パート・アルバイトなどで就労	2	0.6%
パート・アルバイトなどで就労（育休・介護休業中）	-	-
以前は働いていたが、今は就労していない	3	0.9%
これまで就労したことがない	1	0.3%
無回答	1	0.3%

④ 母親の就労意向

現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、就学前、就学後調査とも、『働きたい』（「1年より先に働きたい」＋「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」）の割合が6割前後となっています。そのうち「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」の割合は、就学前調査で2割強、就学後調査で4割強となっています。

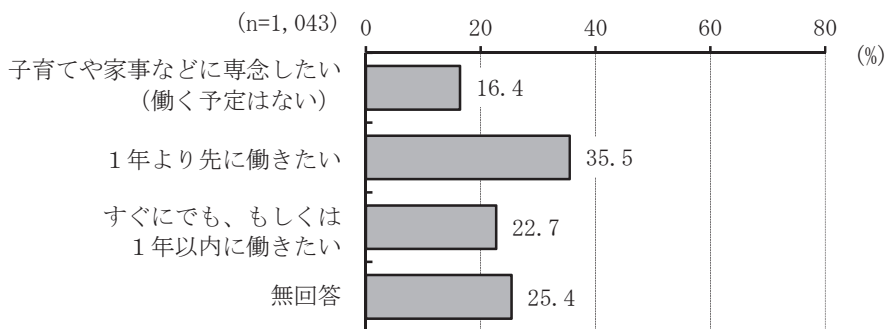
一番下の子どもが何歳頃に働きたいかについては、就学前、就学後調査とも「6歳以上」の割合が最も高く、特に就学後調査では約7割と高くなっています。

1年以内に就労したい人の希望する就労形態については、就学前、就学後調査とも「パートタイム・アルバイトなど」の割合が高く、就学前調査では7割台半ば、就学後調査では9割台半ばとなっています。

【就学前調査】

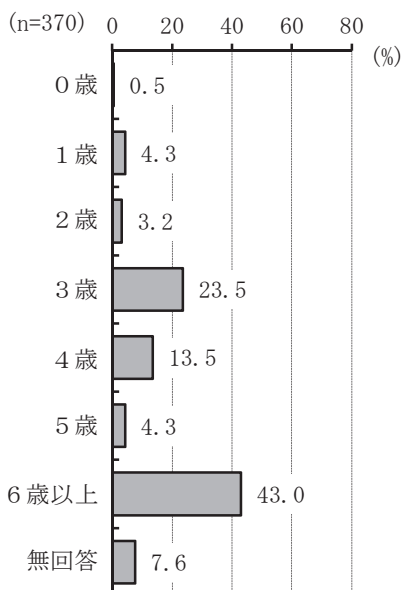
※母親が就労していない人のみ回答

(就労意向)



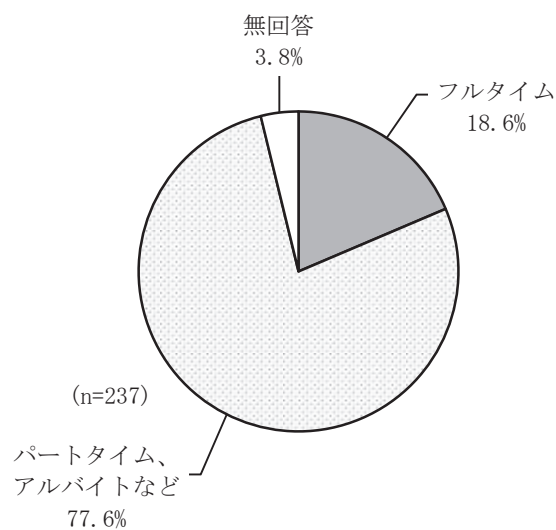
(一番下の子どもが何歳頃に働きたいか)

※1年以上先に就労したい人のみ



(希望する就労形態)

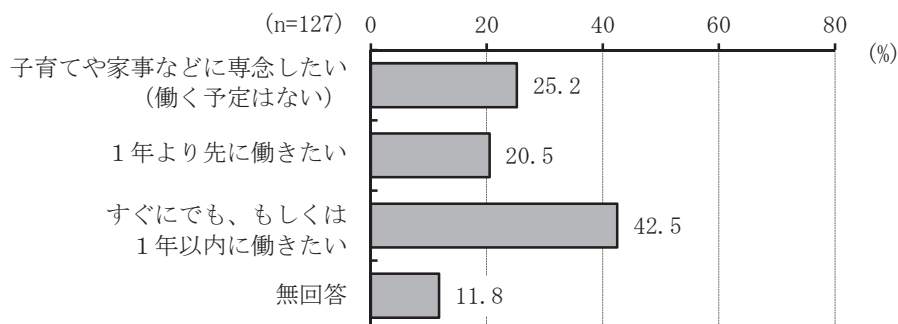
※1年以内に就労したい人のみ



## 【就学後調査】

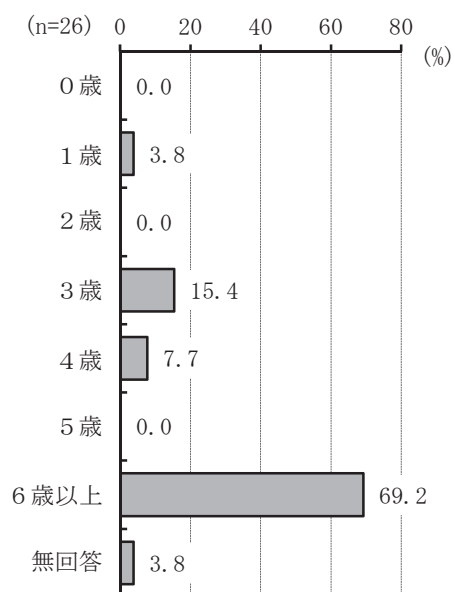
※母親が就労していない人のみ回答

## (就労意向)



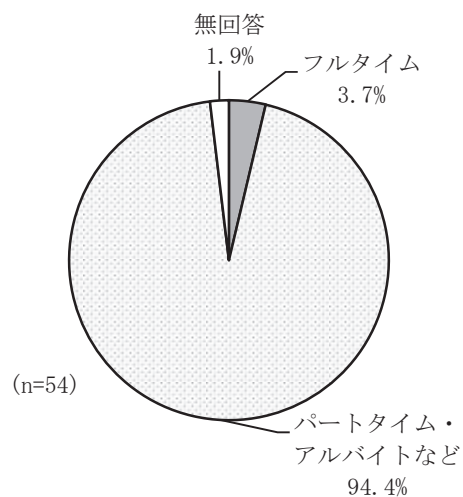
## (一番下の子どもが何歳頃に働きたいか)

※1年以上先に就労したい人のみ



## (希望する就労形態)

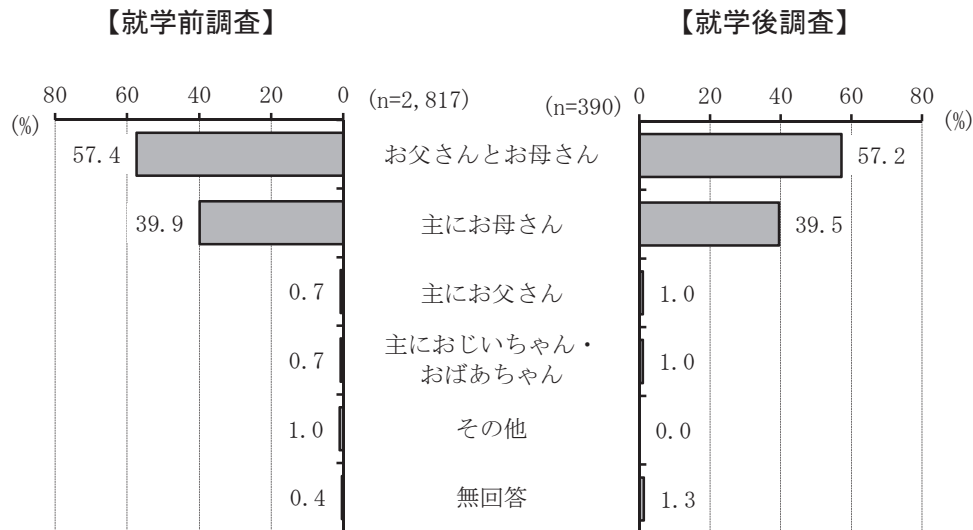
※1年以内に就労したい人のみ



(4) 子育ての状況

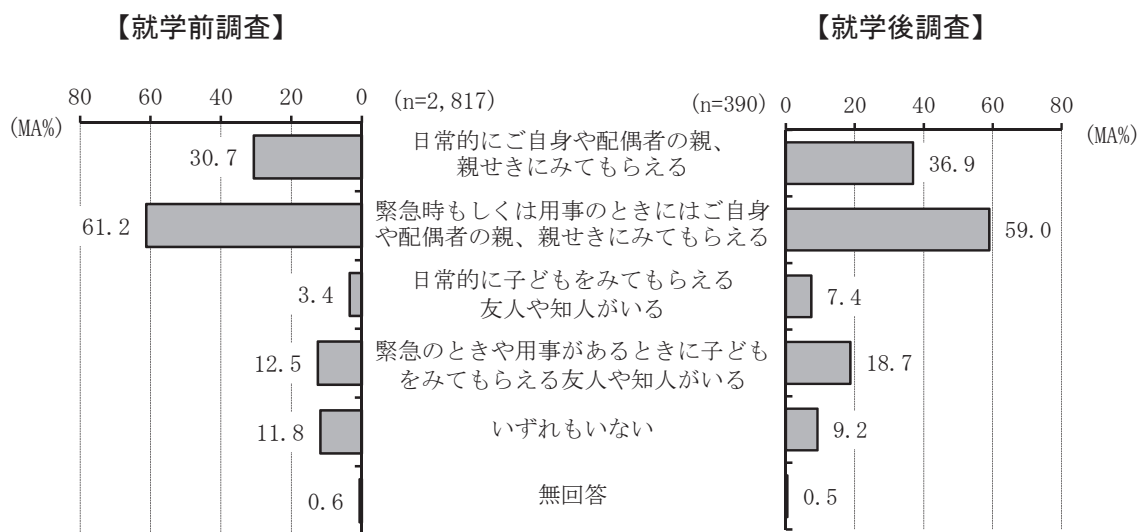
① 主に子育てを行っている人

就学前、就学後調査とも、保護者の6割弱が「お父さんとお母さん」と回答しており、約4割が「主にお母さん」と回答しています。



② 子どもをみてもらえる親族や友人・知人の有無

就学前、就学後調査とも「緊急時もしくは用事のあるときにはご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」の割合が最も高く、6割前後となっています。一方、「いずれもない」の割合は、就学前、就学後調査とも1割前後となっています。





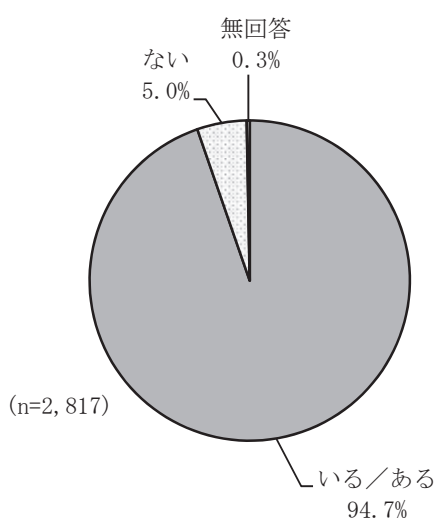
## ③ 子育てに関する相談相手・場所の有無、相談先

相談相手・場所の有無をみると、就学前、就学後調査とも、保護者の9割以上が「いる／ある」と回答しています。

相談先については、就学前、就学後調査とも、「配偶者」、「ご自身や配偶者の親、親せき、（同居している）家族」、「友人や知人」の割合が高くなっています。「配偶者」、「ご自身や配偶者の親、親せき、（同居している）家族」、「友人や知人」の割合を就学前、就学後調査で比べると、すべての項目において就学前調査の割合が高い傾向にあります。

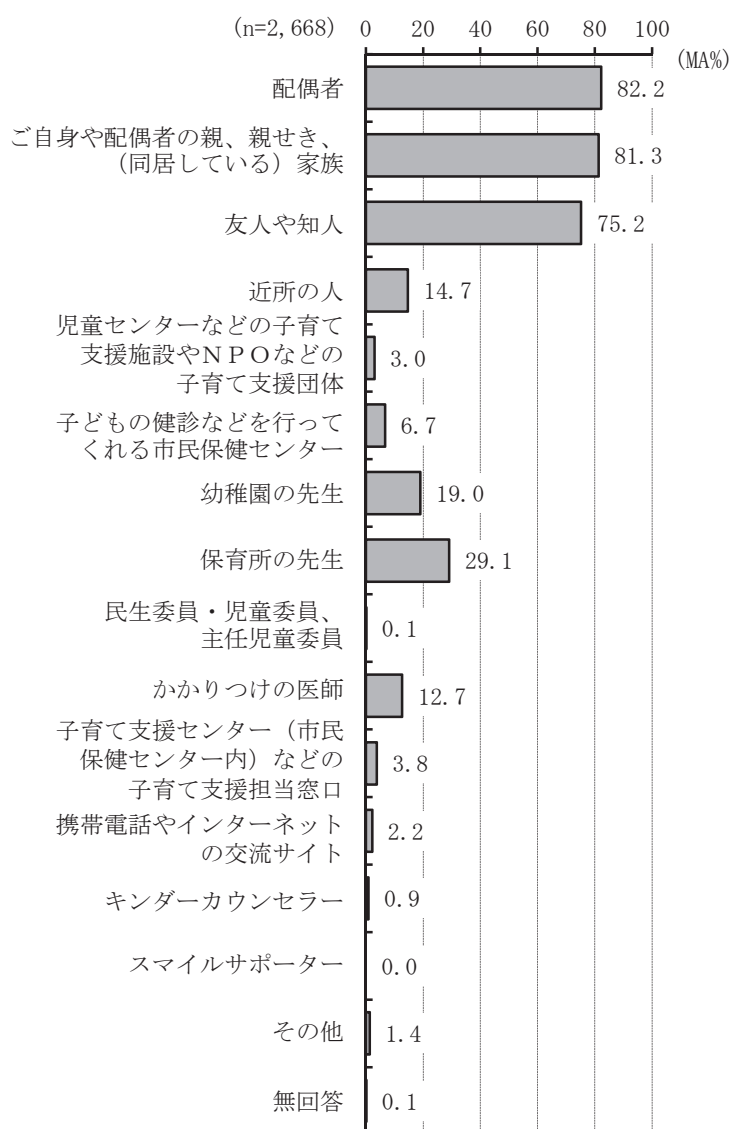
## 【就学前調査】

(相談できる人・場所の有無)



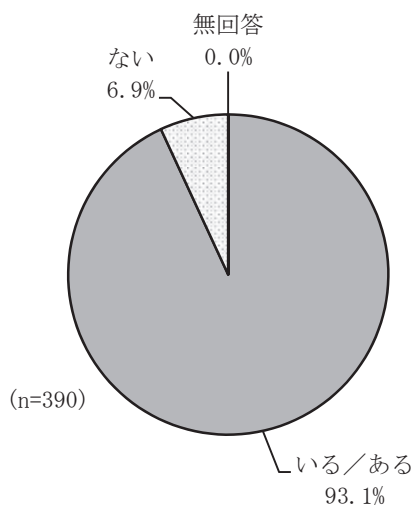
(相談先)

※相談先が「いる／ある」人のみ回答



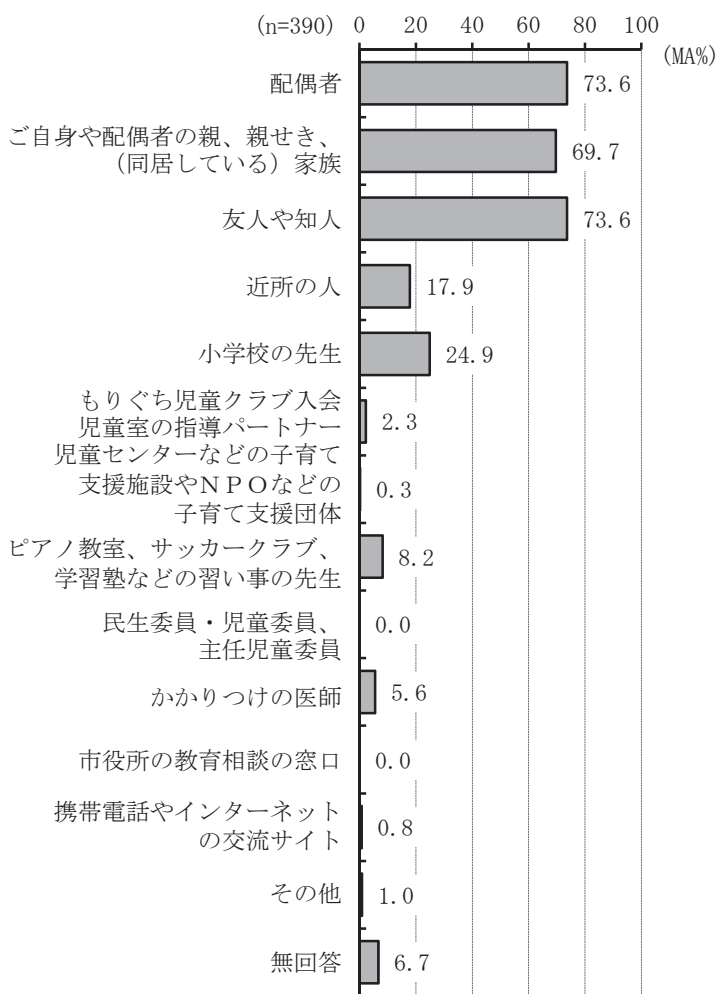
【就学後調査】

(相談できる人・場所の有無)



(相談先)

※相談先が「いる/ある」人のみ回答



## (4) 定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望

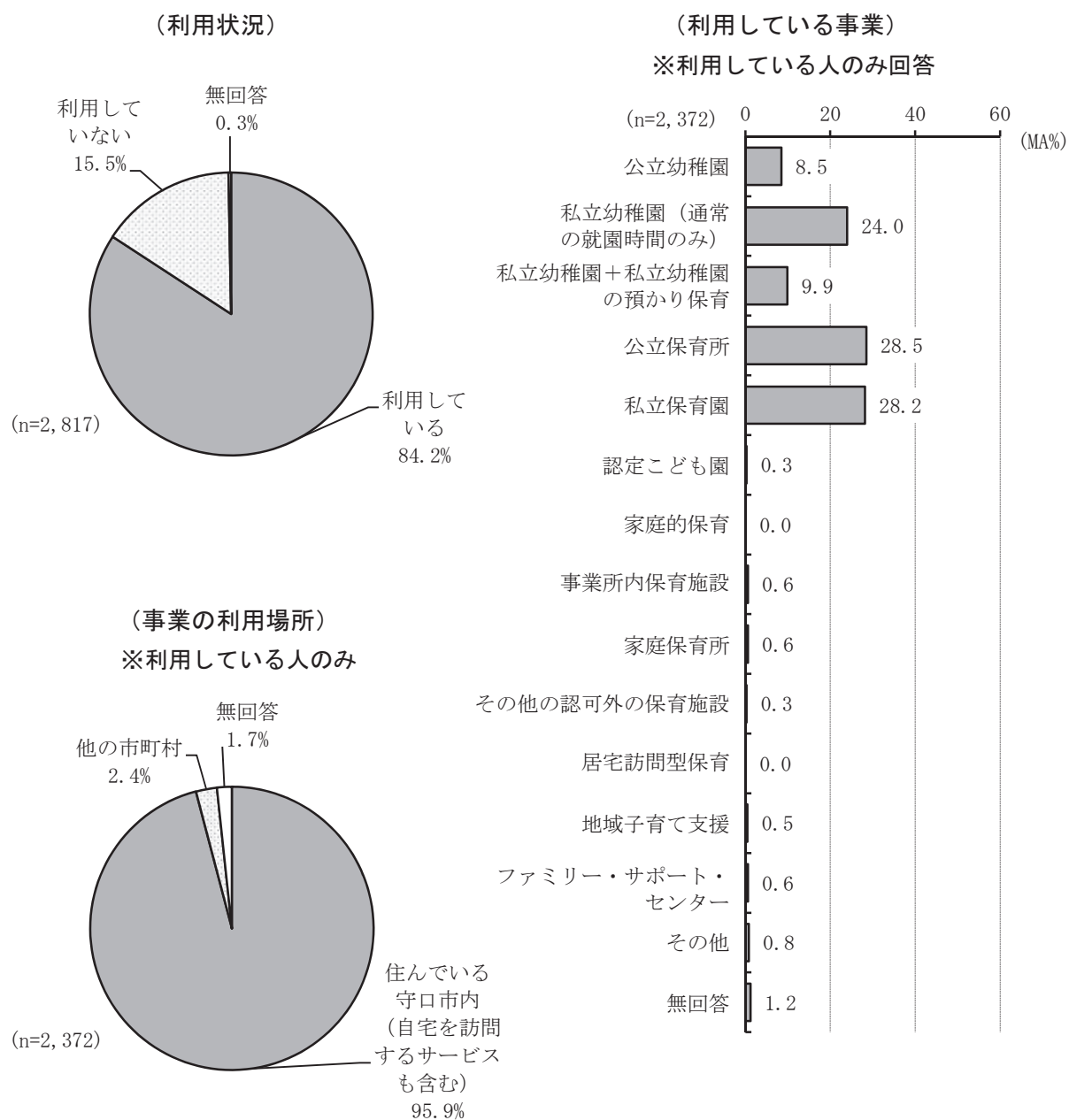
## ① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、保護者の8割以上が「利用している」と回答しています。

利用している事業の内容については、「公立保育所」、「私立保育園」の割合が3割弱、「私立幼稚園（通常の就園時間のみ）」の割合が2割台半ばとなっています。

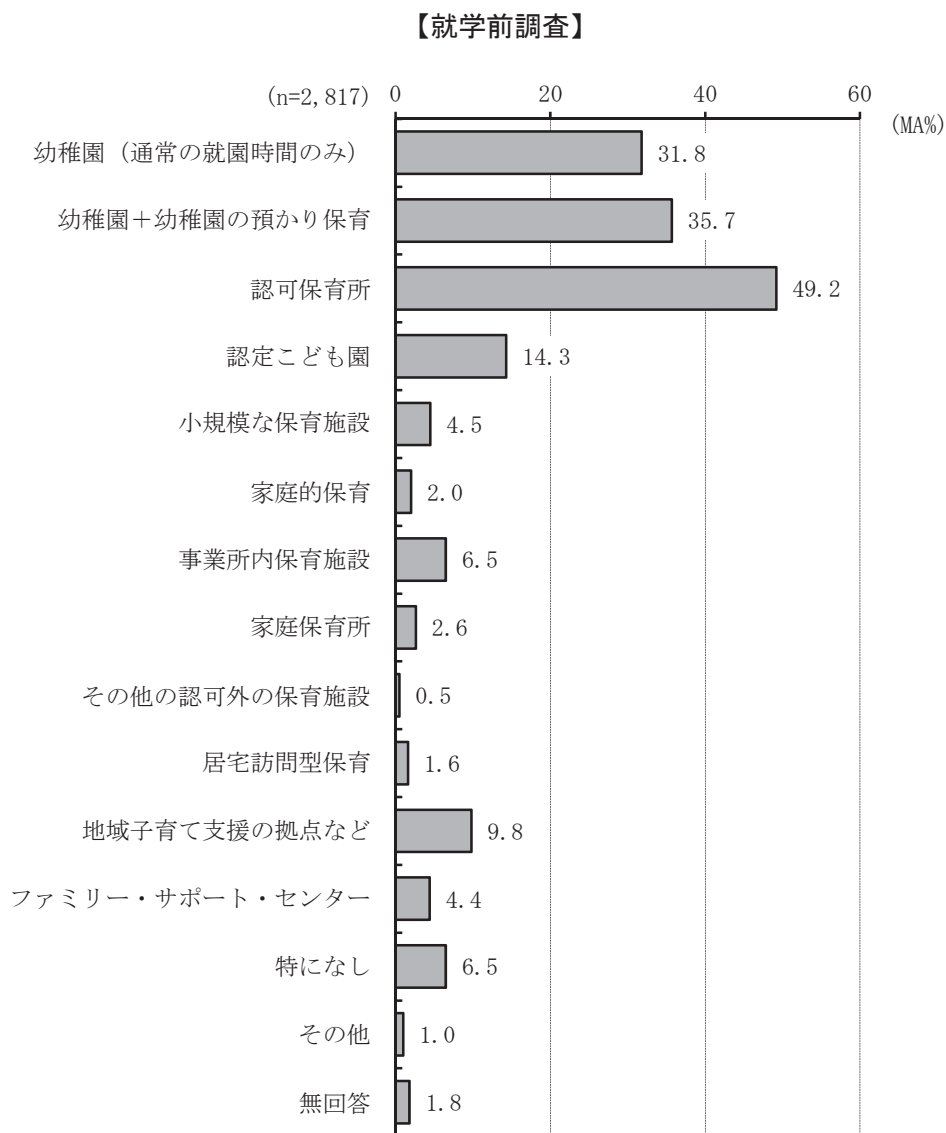
事業の利用場所については、保護者の9割以上が「守口市内」と回答しています。

## 【就学前調査】



② 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

「認可保育所」の割合が約5割と最も高くなっています。次いで「幼稚園+幼稚園の預かり保育」の割合が3割半ば、「幼稚園（通常の就園時間のみ）」の割合が3割強となっています。



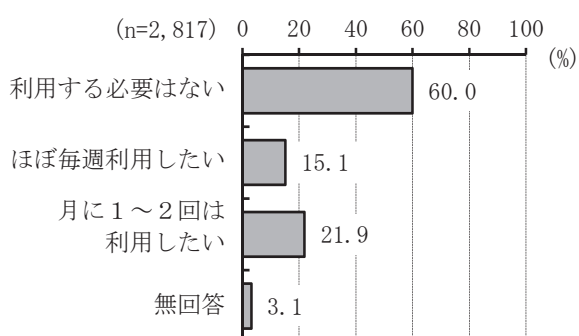
## ③ 土曜日、日曜・祝日、長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日、日曜・祝日の利用希望をみると、『利用したい』（「ほぼ毎週利用したい」＋「月に1～2回は利用したい」）の割合は、土曜日が4割弱であるのに対し、日曜・祝日は1割台半にとどまっています。

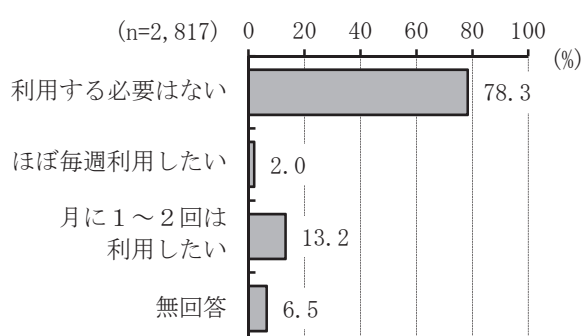
長期休暇中の利用希望については、『利用したい』（「休みの期間中、ほぼ毎週利用したい」＋「休みの期間中、週に数日利用したい」）の割合は4割台半ばとなっていますが、「休みの期間中、ほぼ毎週利用したい」の割合は1割未満と低くなっています。

## 【就学前調査】

(土曜日の利用希望)

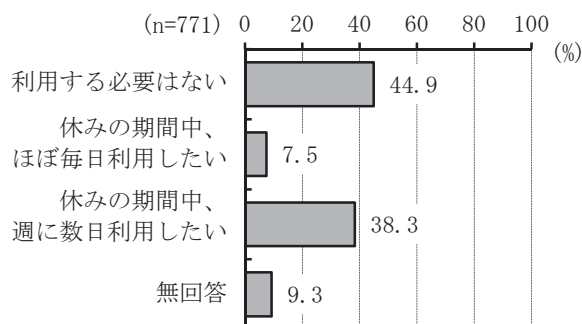


(日曜・祝日の利用希望)



(長期休暇中の利用希望)

※幼稚園を利用している人のみ回答



(5) もりぐち児童クラブ入会児童室について

① もりぐち児童クラブ入会児童室の利用状況と利用希望

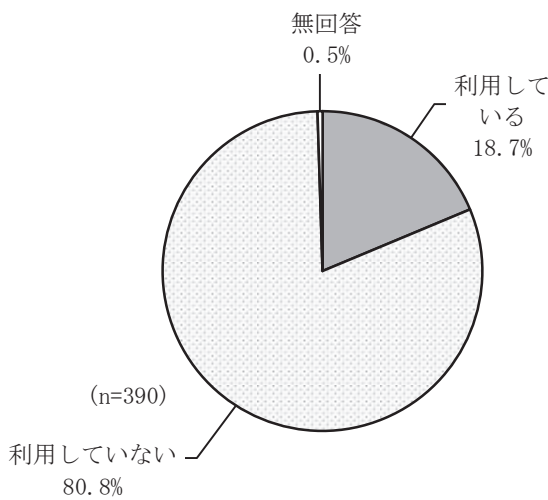
利用状況を見ると、保護者の2割弱が「利用している」と回答しています。

利用している理由については、「保護者が働いている」の割合が7割台半ばと最も高くなっています。

利用希望についてみると、『利用したい』（「ほぼ毎週利用したい」＋「月に1～2回は利用したい」）の割合は、土曜日が3割台半ば、日曜・祝日が2割台半ばとなっています。

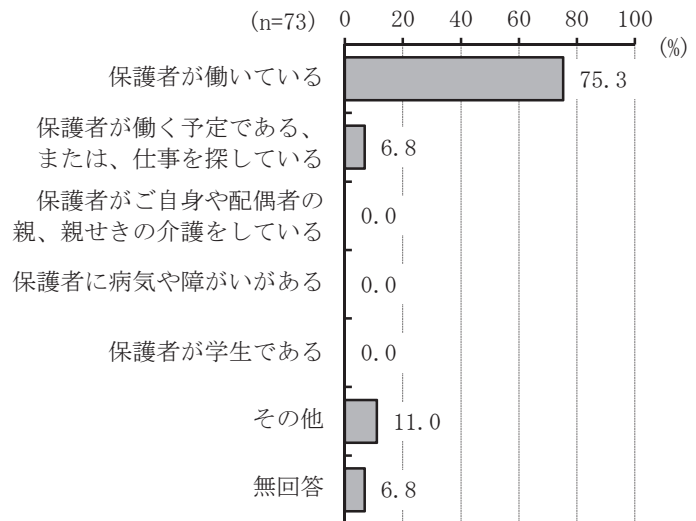
【就学後調査】

(利用状況)



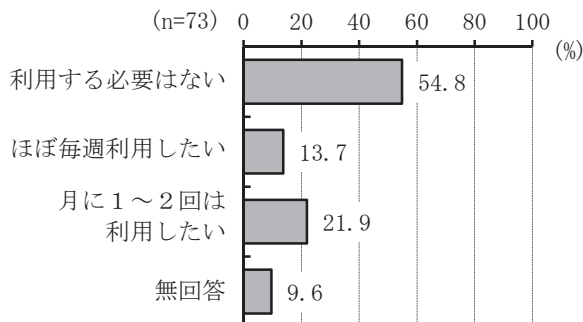
(利用している理由)

※利用している人のみ回答



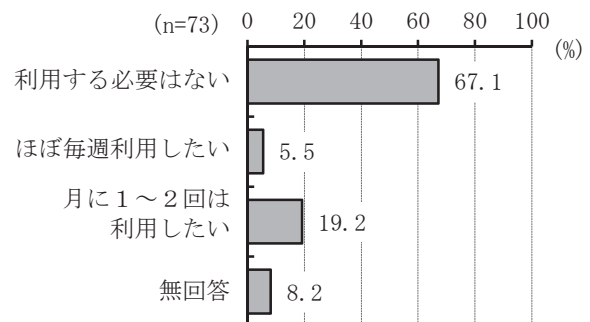
(土曜日の利用希望)

※利用している人のみ回答



(日曜・祝日の利用希望)

※利用している人のみ回答



## ② もりぐち児童クラブ入会児童室の利用希望

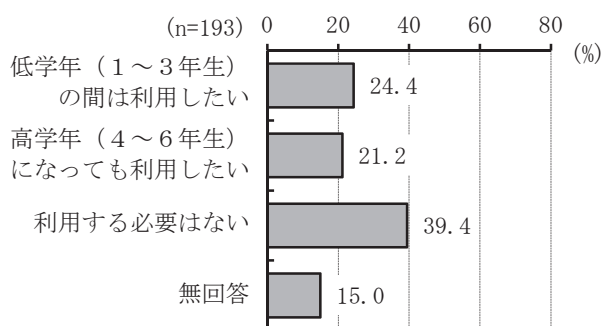
土曜日、日曜・祝日の利用希望をみると、土曜日、日曜・祝日のどちらとも「利用する必要はない」の割合が最も高く、土曜日が約4割、日曜・祝日が約6割となっています。利用を希望する割合についてみると、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」の割合はともに、土曜日では2割台、日曜・祝日では1割未満となっています。

一方、長期休暇中の利用希望については、「利用する必要はない」の割合が1割未満となっており、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」は約4割、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」の割合は3割強となっています。

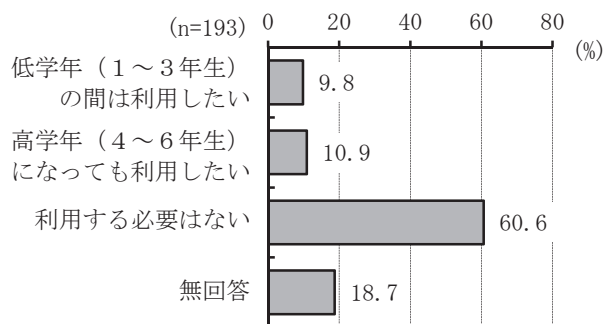
## 【就学前調査】

※就学後にもりぐち児童クラブ入会児童室を利用したい人のみ回答

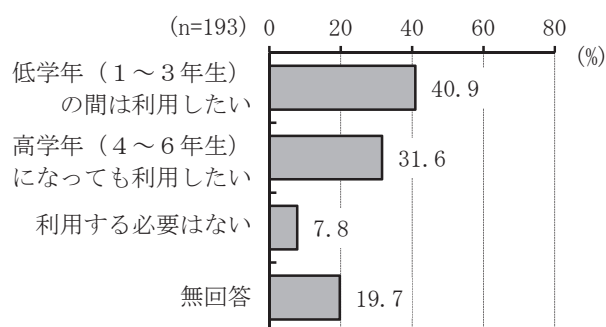
(土曜日の利用希望)



(日曜・祝日の利用希望)



(長期休暇中の利用希望)



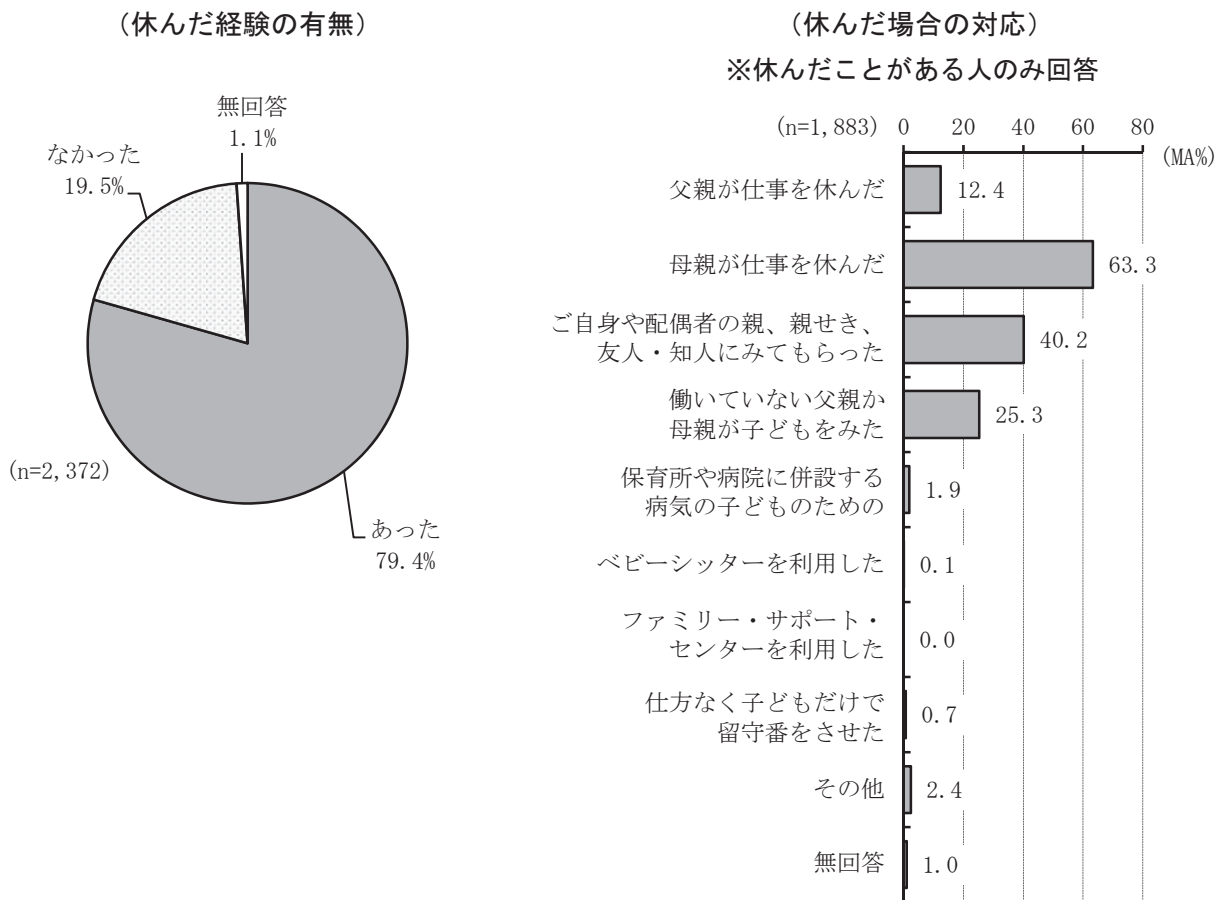
(6) 病児・病後児保育について

① この1年間に子どもが病気・ケガで教育・保育事業や学校を休んだ経験の有無とその対応

休んだ経験の有無をみると、「あった」と回答した割合は、就学前調査が約8割、就学後調査が6割台半ばとなっています。

休んだ場合の対応については、就学前、就学後調査とも「母親が仕事を休んだ」の割合が最も高く、就学前調査では6割台半ば、就学後調査では4割台半ばとなっています。また、「仕方なく子どもだけで留守させた」の割合は、就学後調査で1割台半ばとなっています。

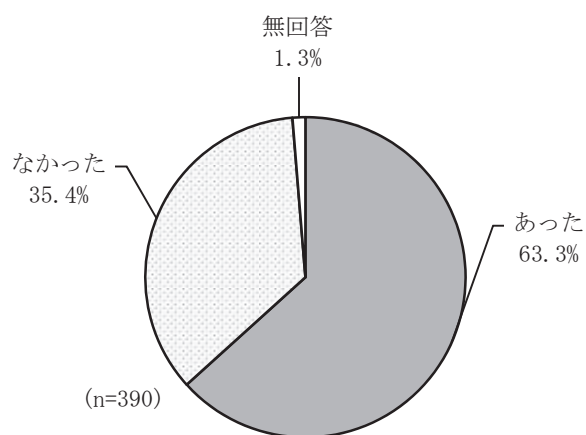
【就学前調査】





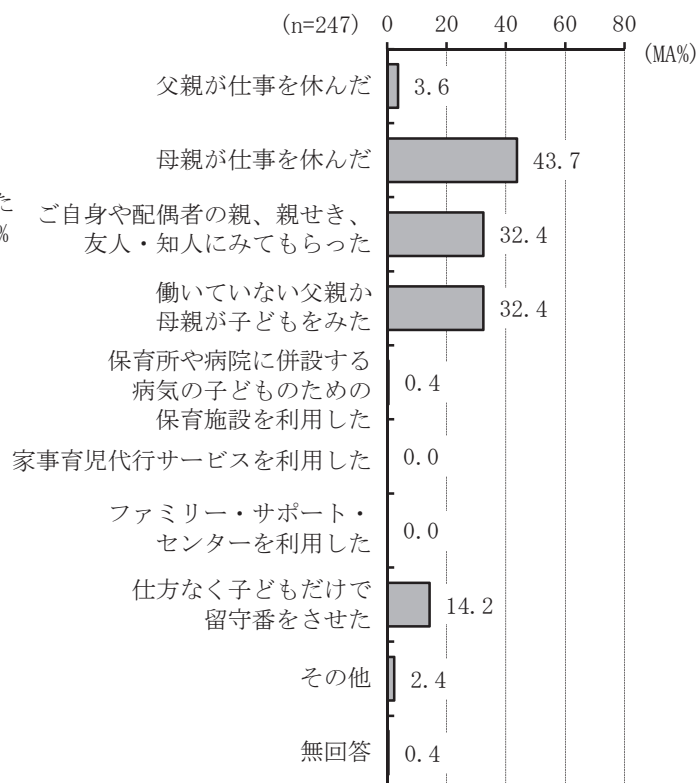
## 【就学後調査】

(休んだ経験の有無)



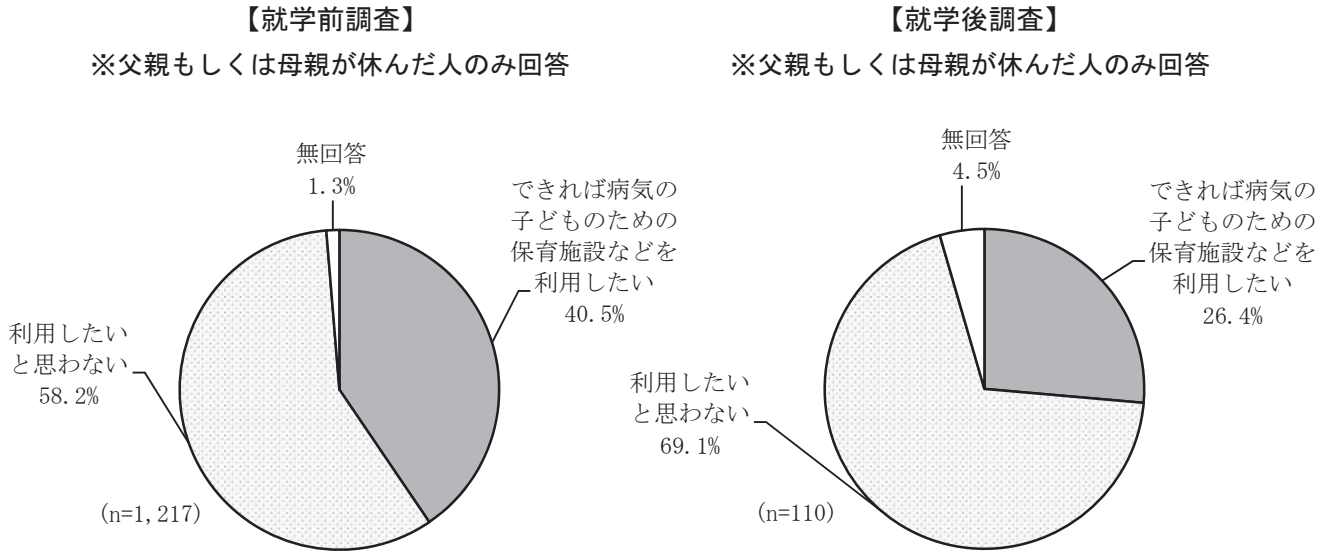
(休んだ場合の対応)

※休んだことがある人のみ回答



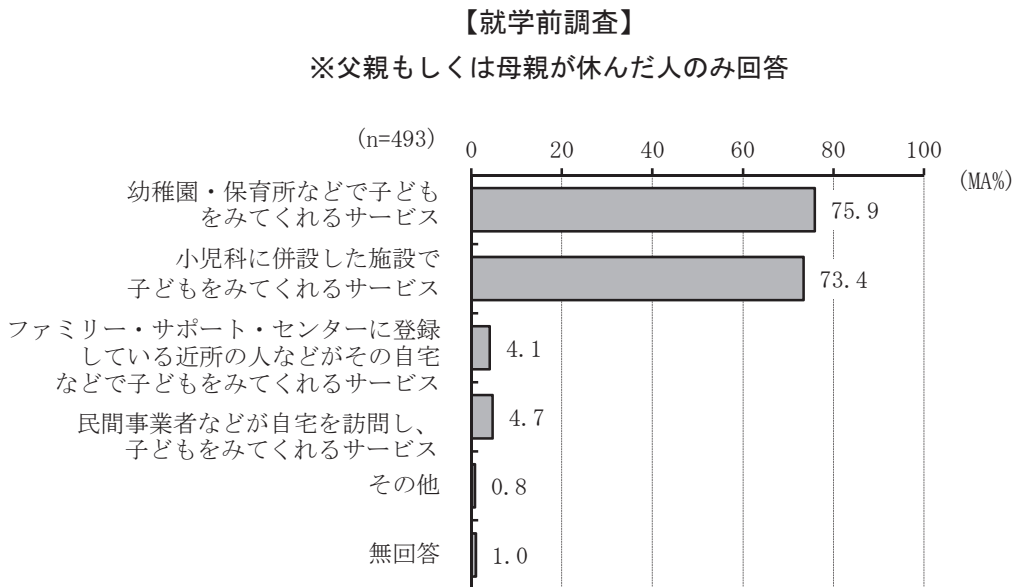
② 病児・病後児のための保育施設等の利用希望

就学前、就学後調査とも「利用したいと思わない」の割合が「できれば病気の子どものための保育施設などを利用したい」の割合を上回り、就学前調査では6割弱、就学後調査では約7割となっています。



③ 病児・病後児保育事業として望ましい形態

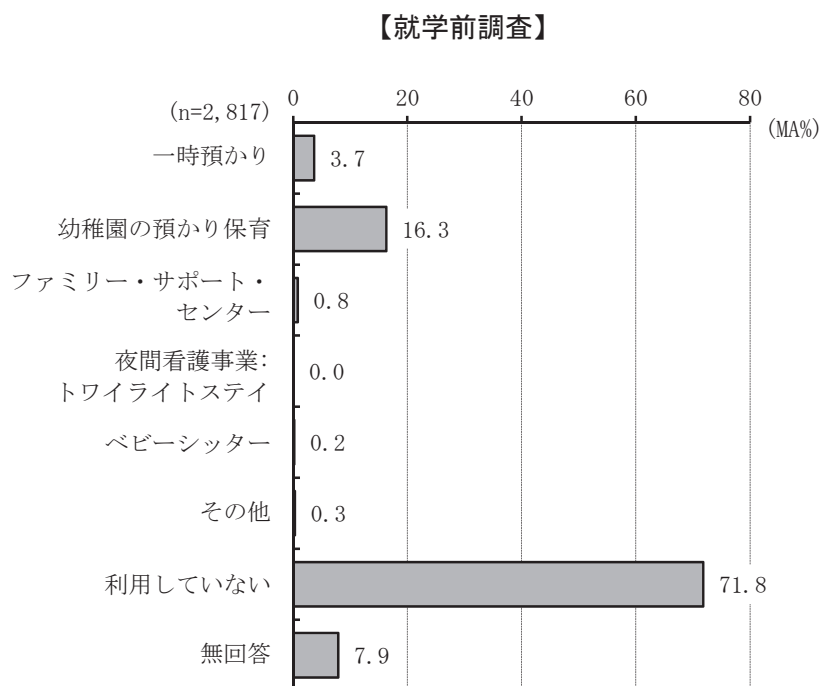
「幼稚園・保育所などで子どもをみてるサービス」と「小児科に併設した施設で子どもをみてるサービス」の割合が7割台半ばとなっています。



## (7) 一時預かりについて

## ① この一年間に不定期に子どもを預かる事業の利用状況

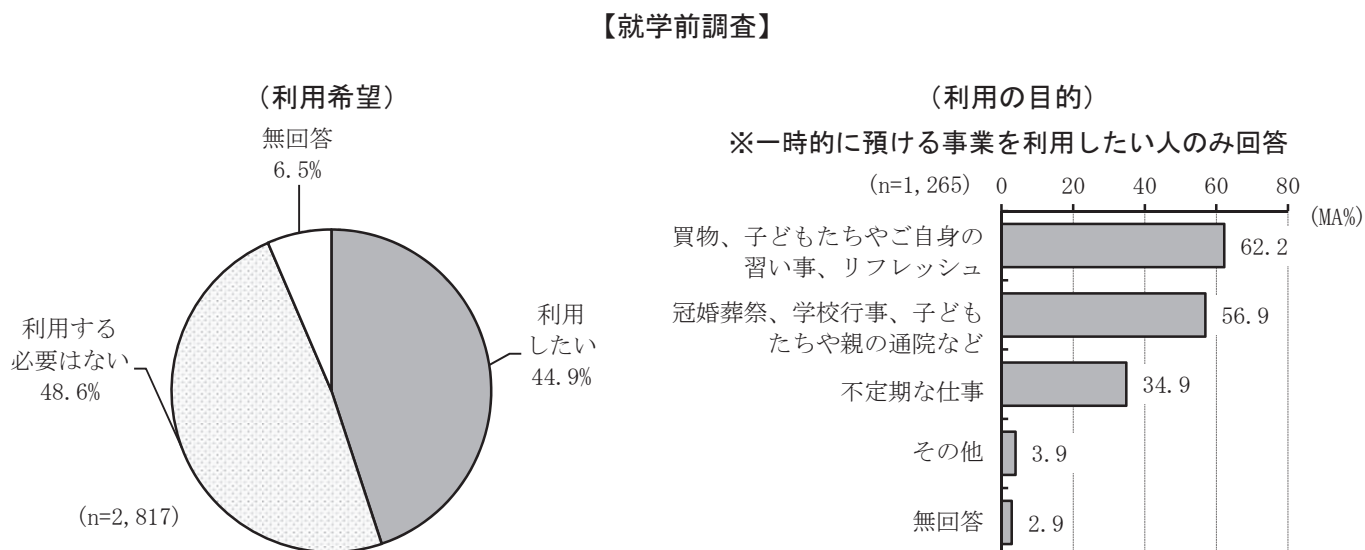
「利用していない」の割合が7割強と最も高くなっています。利用しているものについてみると「幼稚園の預かり保育」が最も高く、1割台半ばとなっています。



## ② 子どもを一時的に預ける事業の利用希望とその目的

利用希望をみると、「利用する必要はない」、「利用したい」の割合がともに4割台半ばとなっており、「利用する必要はない」の割合が「利用したい」の割合をわずかに上回っています。

利用目的については、「買物、子どもたちやご自身の習い事、リフレッシュ」の割合が6割強と最も高くなっています。そのほかについては、「冠婚葬祭、学校行事、子どもたちや親の通院など」の割合が5割台半ば、「不規則な仕事」の割合が3割台半ばとなっています。

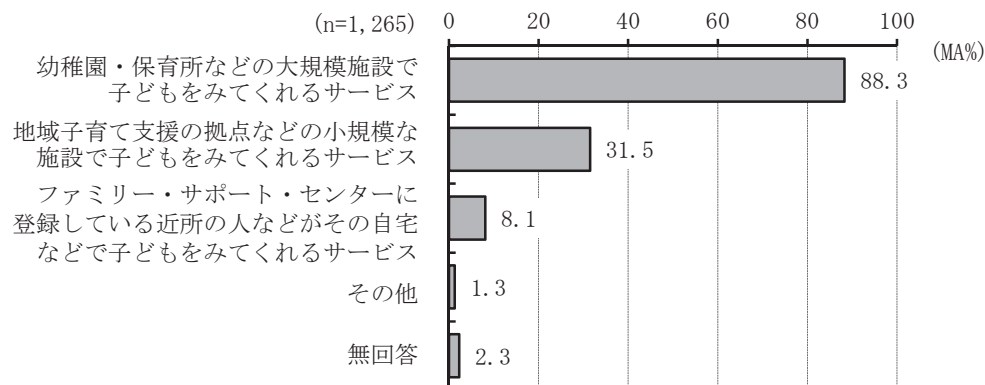


## ③ 子どもを一時的に預ける事業として望ましい形態

「幼稚園・保育所などの大規模施設で子どもをみてるサービス」が全体の約9割を占めています。次いで「地域子育て支援の拠点などの小規模な施設で子どもをみてるサービス」の割合が高く、3割強となっています。

## 【就学前調査】

※一時的に預ける事業を利用したい人のみ

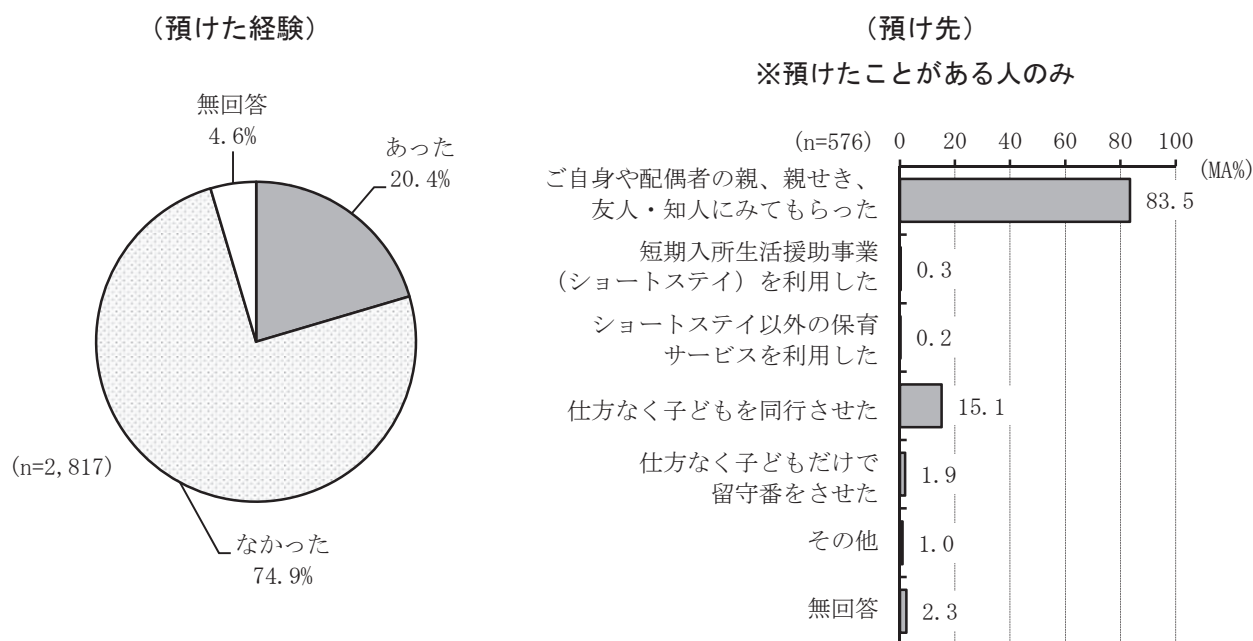


## ④ この1年間に子どもを泊まりがけで家族以外に預けた経験の有無とその対応

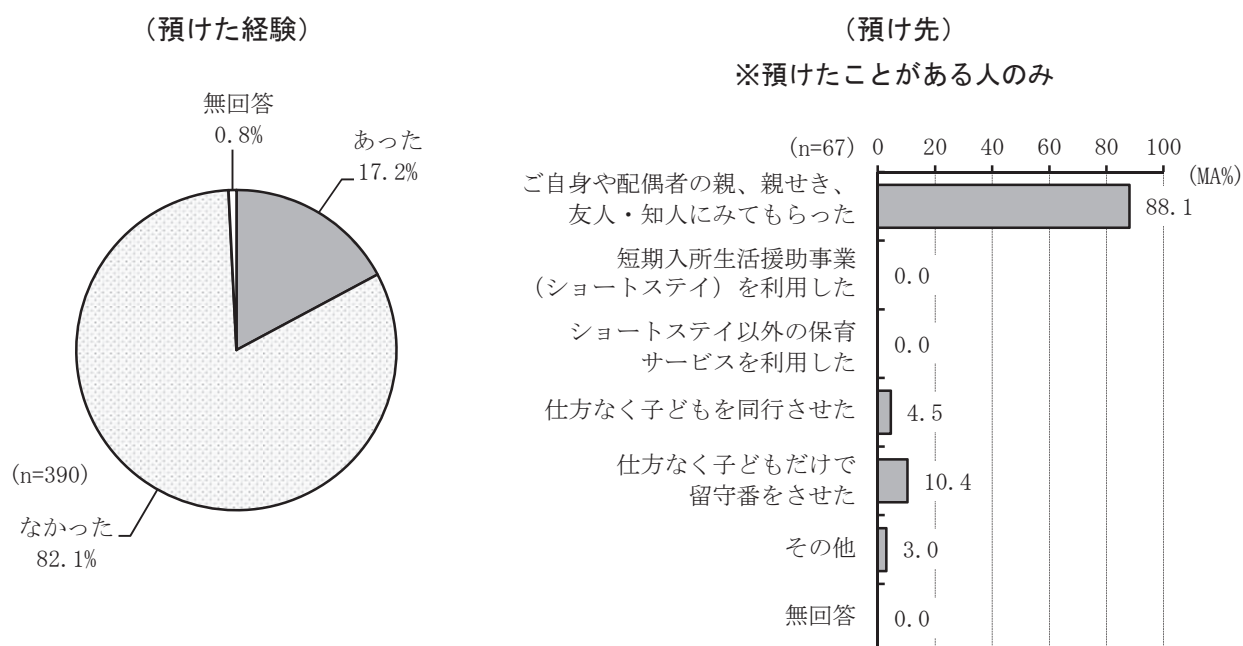
預けた経験の有無をみると、就学前、就学後調査とも2割前後の保護者が「あった」と回答しています。

預け先については、就学前、就学後調査とも「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった」が8割台と最も高くなっています。一方で預け先がなかったという回答もみられ、就学前調査での「仕方なく子どもを同行させた」の割合は1割台半ば、就学後調査での「仕方なく子どもだけで留守番させた」の割合は約1割となっています。

## 【就学前調査】



## 【就学後調査】

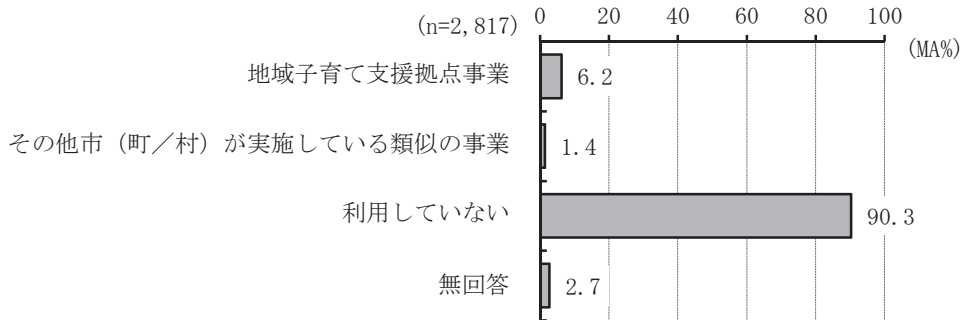


(8) 地域子育て支援拠点事業について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が全体の約9割を占めています。

【就学前調査】



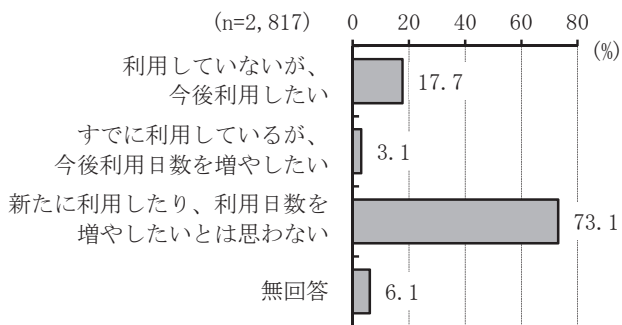
② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

今後の利用希望をみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」の割合が7割台半ばと最も高くなっています。

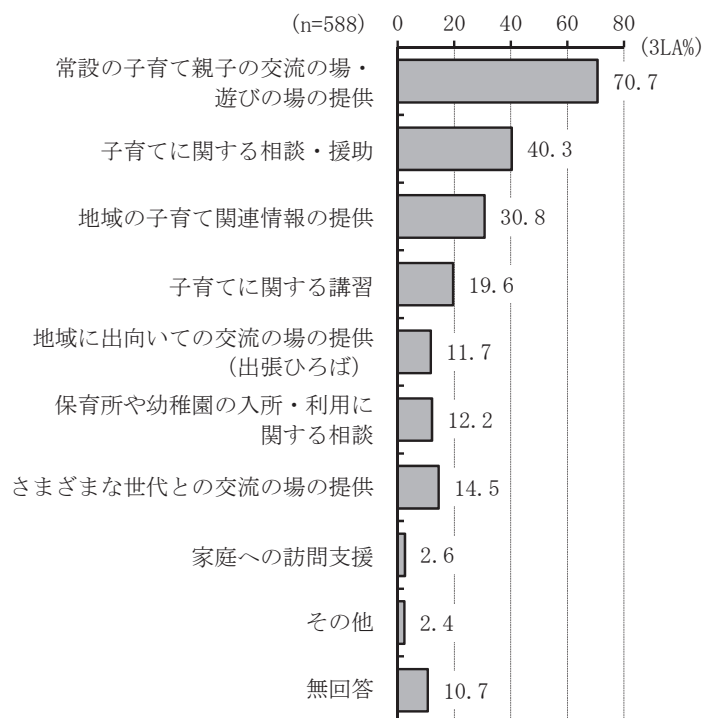
利用したいサービスについては、「常設の子育て親子の交流の場・遊びの場の提供」の割合が約7割と最も高くなっています。次いで「子育てに関する相談・援助」の割合が約4割、「地域の子育て関連情報の提供」の割合が約3割となっています。

【就学前調査】

(今後の利用希望)



(利用したいサービス)

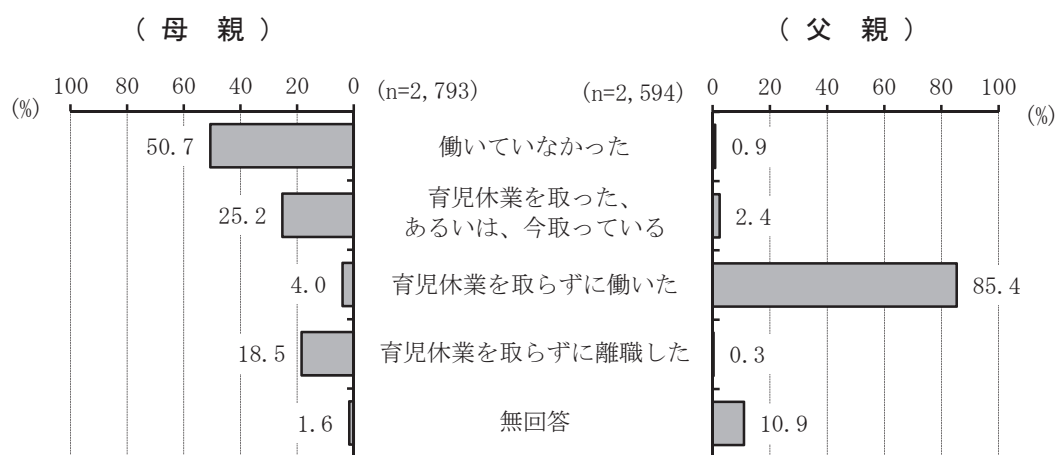


## (9) 子育てと仕事の両立について

## ① 育児休業取得状況

母親についてみると、「働いていなかった」の割合が約5割、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」の割合が2割台半ばとなっています。一方、父親では「育児休業を取った、あるいは、今取っている」の割合は数パーセントにとどまり、「育児休業を取らずに働いた」の割合が8割台半ばとなっています。

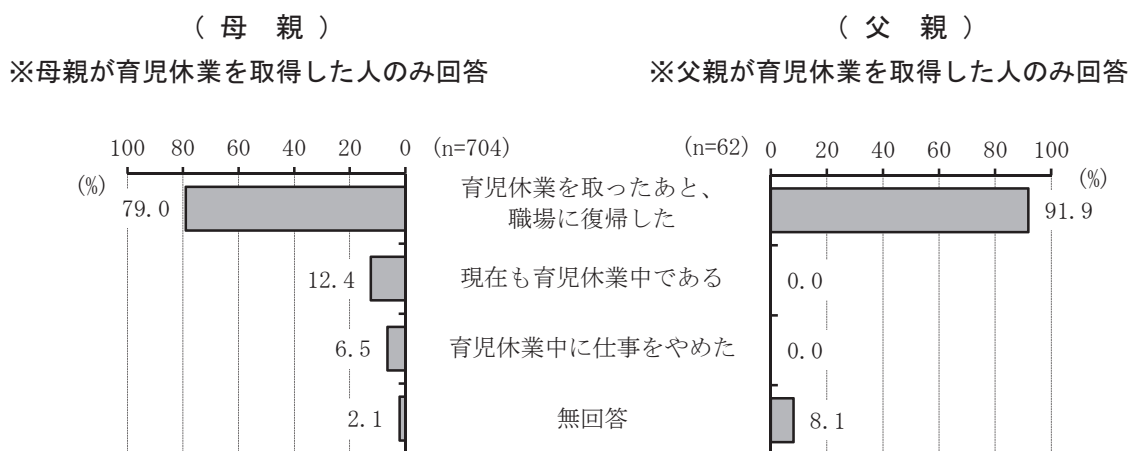
## 【就学前調査】



## ② 育児休業取得後の職場復帰状況

「育児休業を取ったあと、職場に復帰した」の割合は、母親で約8割、父親で9割強となっています。

## 【就学前調査】



③ 育児休業を取得しなかった理由

母親が育児休業を取得しなかった理由をみると、育児休業を取得せず働いた人については「仕事が忙しかった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が高く、3割前後となっています。育児休業を取得せず退職した人については、「子育てや家事に専念するため」、「職場に育児休業の制度がなかった」の割合が高く、3割前後となっています。

【就学前調査】

( 母 親 )

※育休を取得せず働いた人のみ回答

※育休を取得せず退職した人のみ回答



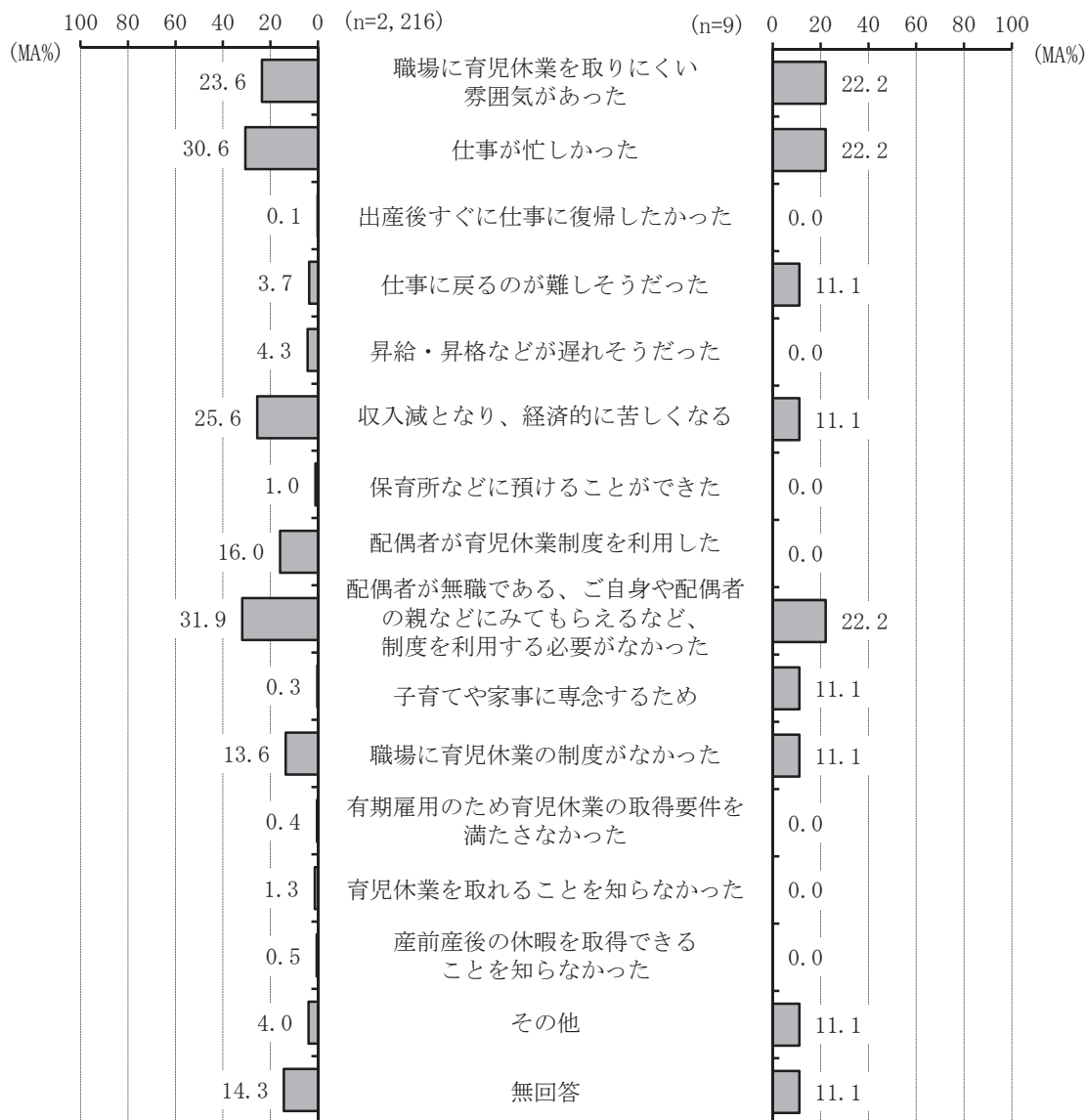


父親については、育児休業を取得せず働いた人がほとんどで、その理由は「配偶者が無職である、ご自身や配偶者の親などにみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」、「仕事が忙しかった」の割合が3割以上、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が2割台半ばとなっています。

## ( 父 親 )

※育児休業を取得せず働いた人のみ回答

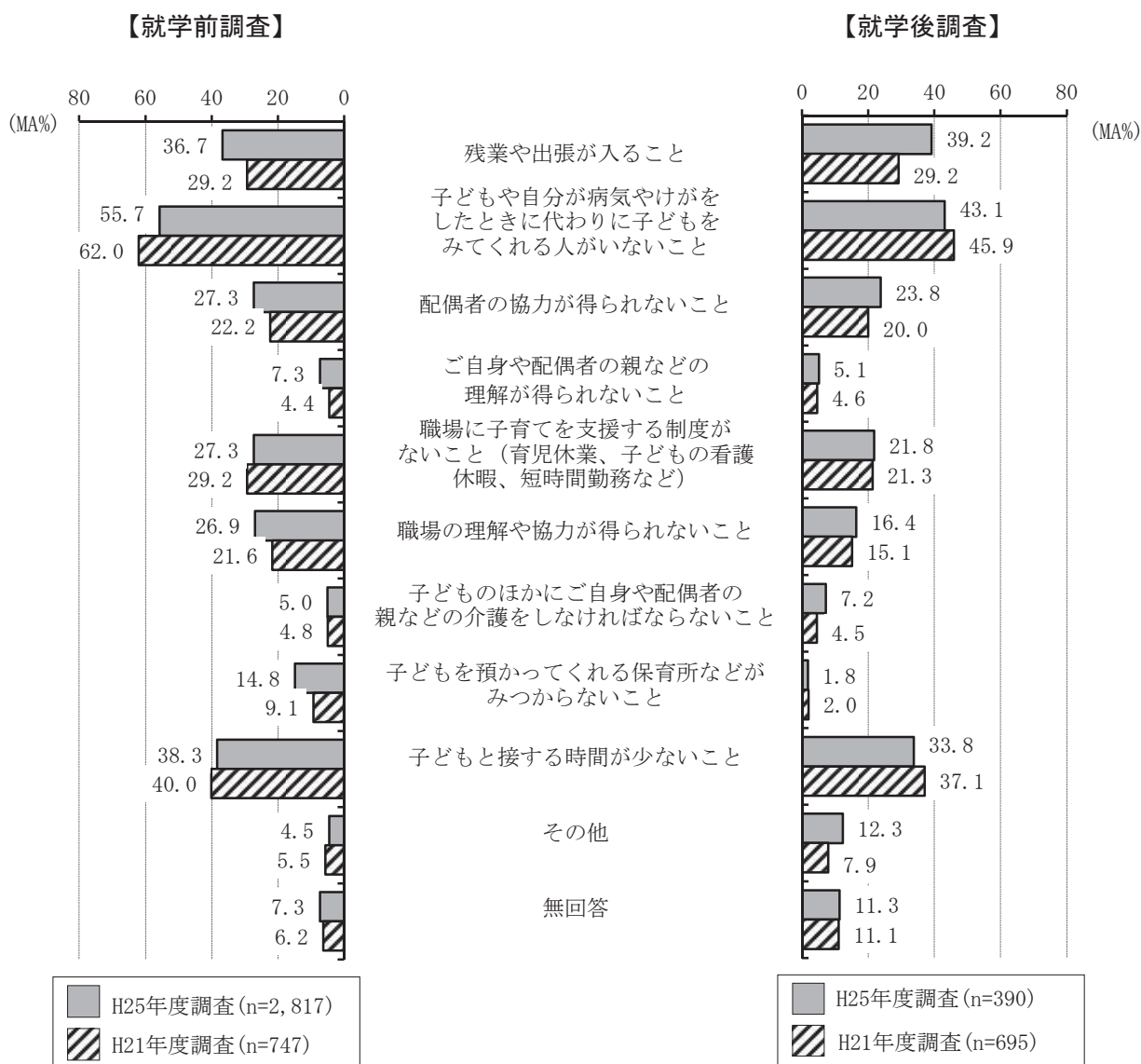
※育児休業を取得せず退職した人のみ回答



④ 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること

就学前調査では、「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてる人がいないこと」の割合が5割台半ばと最も高くなっています。次いで「子どもと接する時間が少ないこと」の割合が4割弱、「残業や出張が入ること」の割合が3割台半ばとなっています。前回調査結果と比べると、上位3位について順位の変動はないものの、「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてる人がいないこと」の割合が6.3ポイント低下し、「残業や出張が入ること」の割合が7.5ポイント上昇しています。

就学後調査では、「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてる人がいないこと」が4割台半ばと最も高くなっています。次いで「残業や出張が入ること」の割合が約4割、「子どもと接する時間が少ないこと」の割合が3割台半ばとなっています。前回調査結果と比べると、上位3位にあがっている内容は変わらないものの、前回調査で2番目に割合が高かった「子どもと接する時間が少ないこと」と3番目に割合が高かった「残業や出張が入ること」の順位が入れ替わっています。



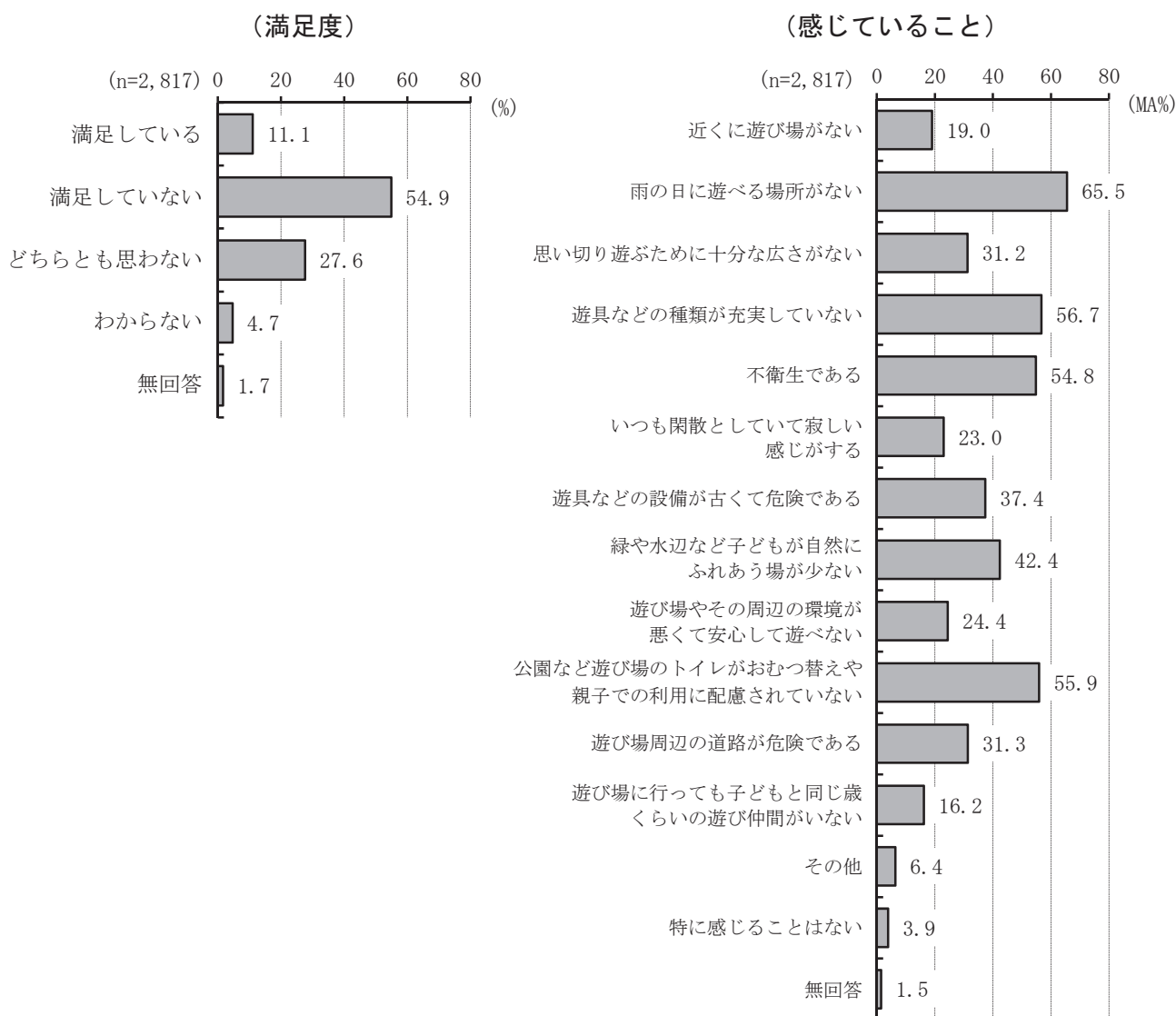
## (10) 地域の子育て環境について

## ① 子どもの遊び場に対する満足度、遊び場について日頃感じていること

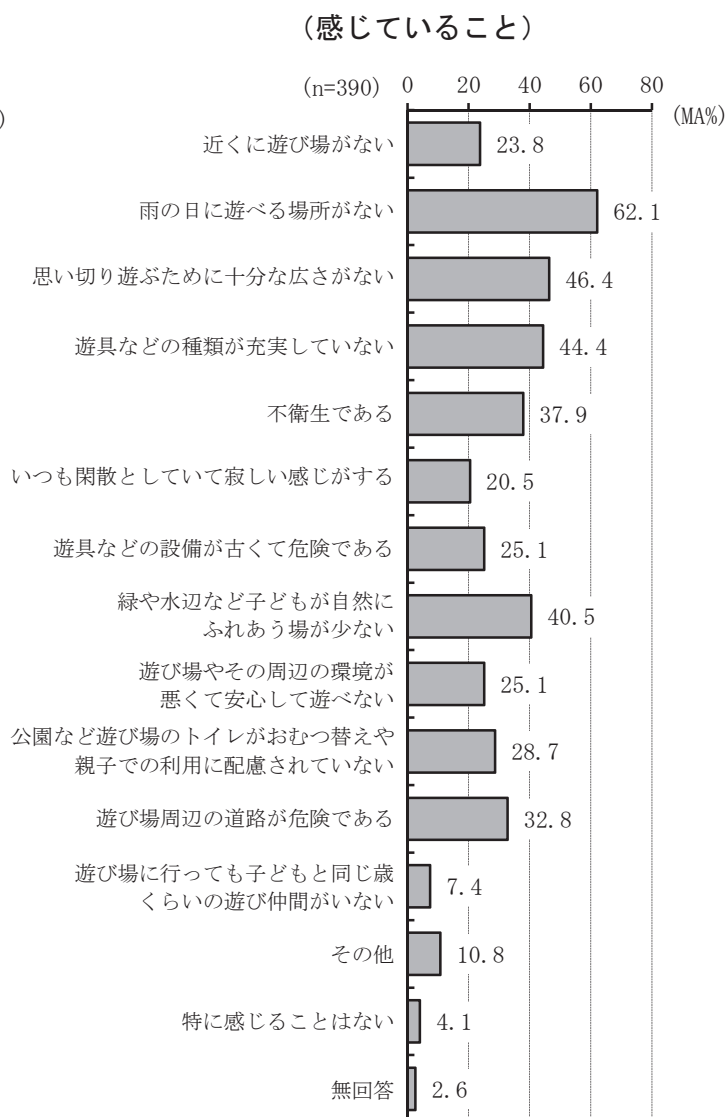
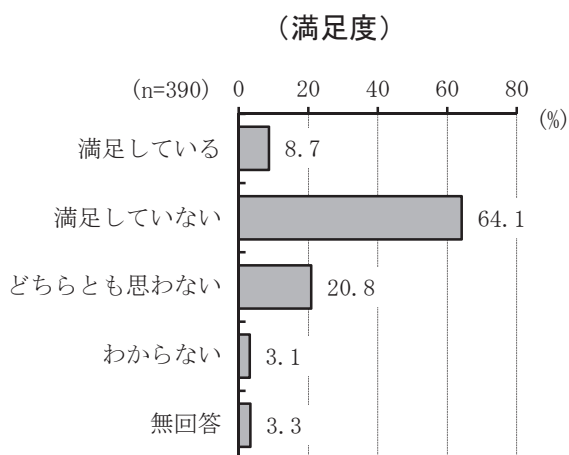
満足度をみると、就学前、就学後調査とも「満足していない」の割合が最も高く、就学前調査では5割台半ば、就学後調査では6割台半ばとなっています。一方、「満足している」の割合は就学前、就学後調査とも1割前後となっています。

日頃感じていることについては、就学前、就学度調査とも「雨の日に遊べる場所がない」が6割以上と最も高くなっています。そのほかについては、就学前調査では「遊具などの種類が充実していない」、「不衛生である」、「公園など遊び場のトイレがおむつ替えや親子での利用に配慮されていない」の割合が5割台となっています。就学後調査では「思い切り遊ぶために十分な広さがない」、「遊具などの種類が充実していない」、「緑や水辺など子どもが自然にふれあう場が少ない」の割合が4割台となっています。

## 【就学前調査】



【就学後調査】



## ② 子育てが地域の人に支えられている実感の有無、支えてくれている（支えて欲しい）人

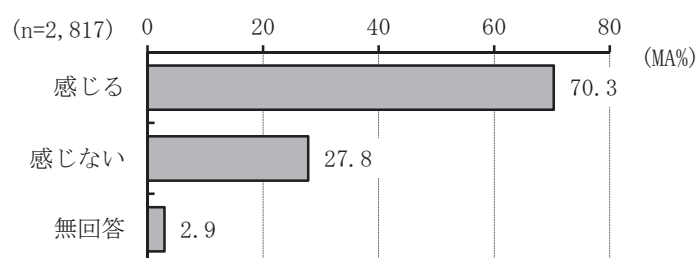
支えられている実感の有無をみると、就学前、就学後調査とも「感じる」の割合が7割以上となっています。

誰に支えられているかについては、就学前調査では「幼稚園、保育所、地域子育て支援の拠点などの職員」の割合が7割弱と最も高くなっています。次いで「同じ世代の子どもを持つ保護者」の割合が約6割、「近所の人」の割合が約4割となっています。就学後調査では「同じ世代の子どもを持つ保護者」の割合が7割と最も高くなっています。次いで「近所の人」の割合が約4割、「学校の先生」の割合が4割弱となっています。

誰に支えてほしいかについてみると、就学前調査では「同じ世代の子どもを持つ保護者」の割合が約3割と最も高くなっています。次いで「幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの職員」の割合が3割弱、「近所の人」の割合が2割台半ばとなっています。就学後調査では「学校の先生」の割合が2割強と最も高くなっています。

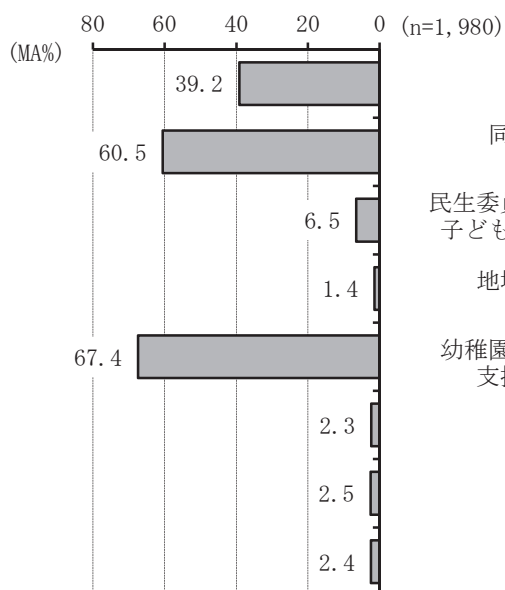
## 【就学前調査】

## (支えられている実感の有無)



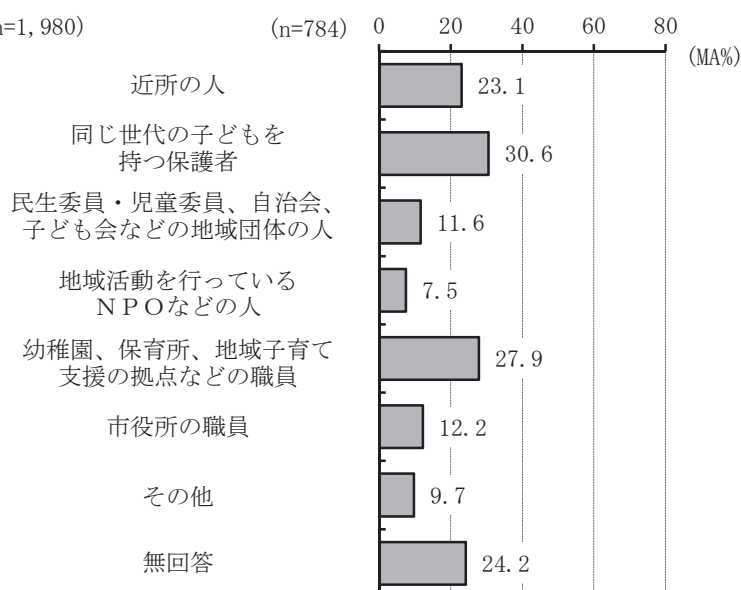
## (誰から支えられているか)

※支えられていると感じる人のみ回答



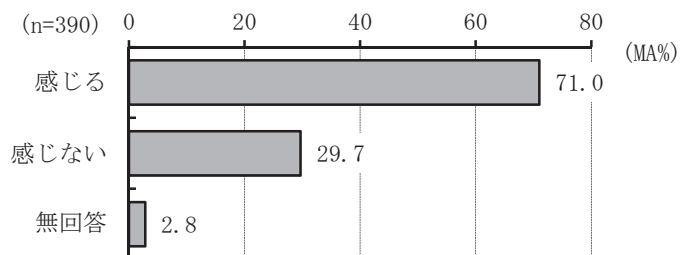
## (誰に支えてほしいか)

※支えられていると感じない人のみ回答



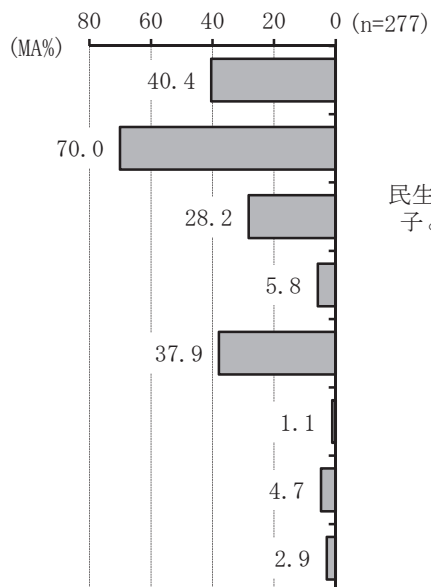
【就学後調査】

(支えられている実感の有無)



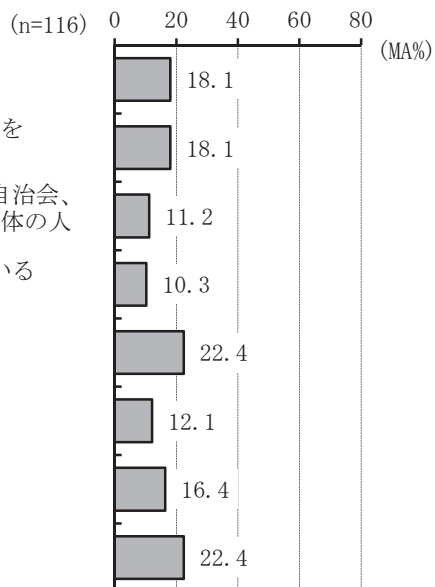
(誰から支えられているか)

※支えられていると感じる人のみ回答



(誰に支えてほしいか)

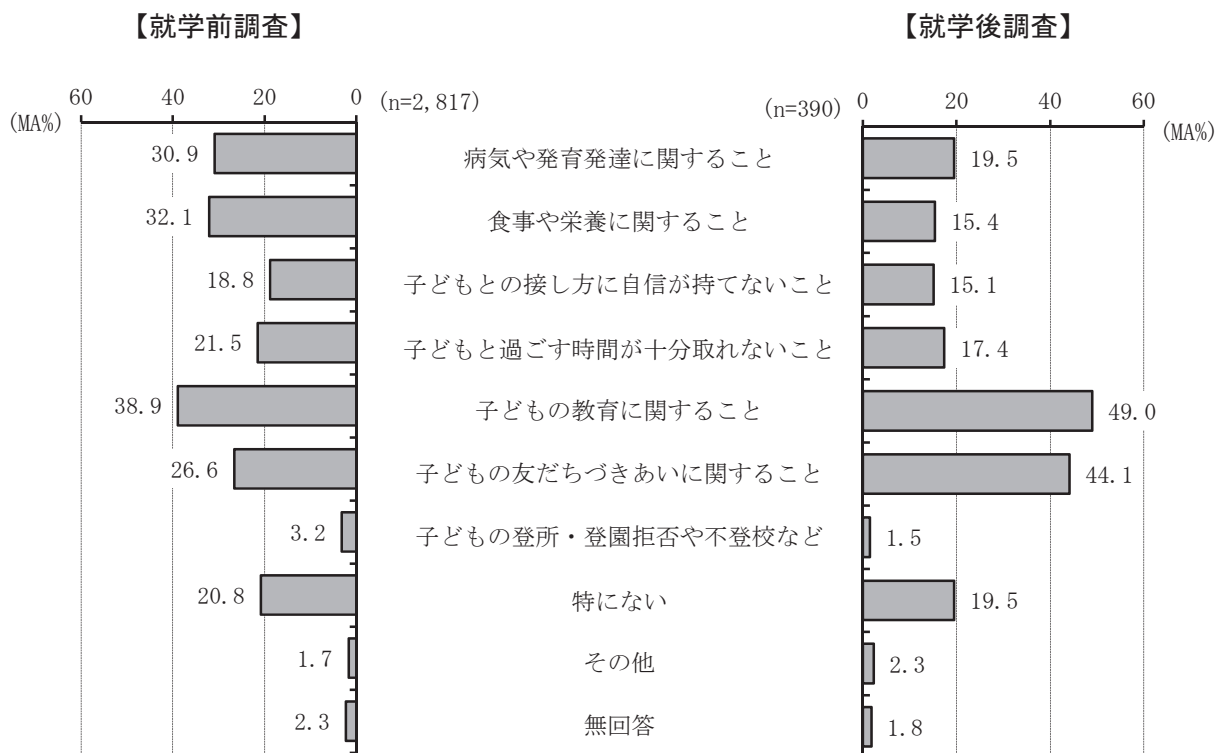
※支えられていると感じない人のみ回答



## (11) 子育て全般について

## ① 子育てに関する悩み（子どもに関すること）

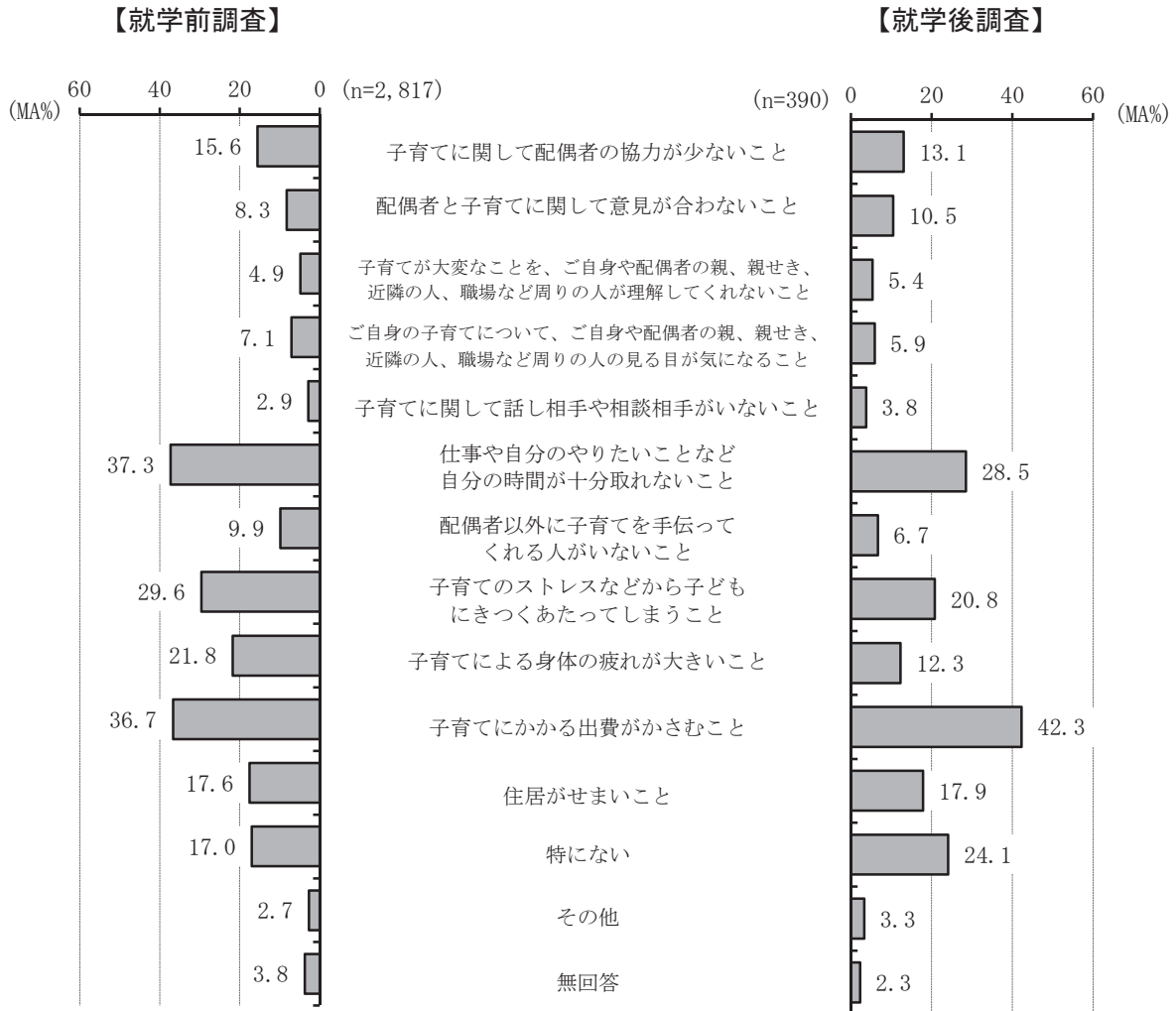
就学前、就学後調査とも「子どもの教育に関すること」の割合が最も高く、就学前調査では約4割、就学後調査では約5割となっています。そのほかについては、就学前調査では「病気や発育発達に関すること」、「食事や栄養に関すること」の割合が3割台となっています。就学後調査では「子どもの友達つきあいに関すること」の割合が4割台半ばとなっています。



② 子育てに関する悩み（保護者に関すること）

就学前調査では「仕事や自分のことなど自分の時間が十分取れないこと」の割合が4割強で最も高くなっています。次いで「子育てにかかる出費がかさむこと」の割合が3割台半ば、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」の割合が約3割となっています。

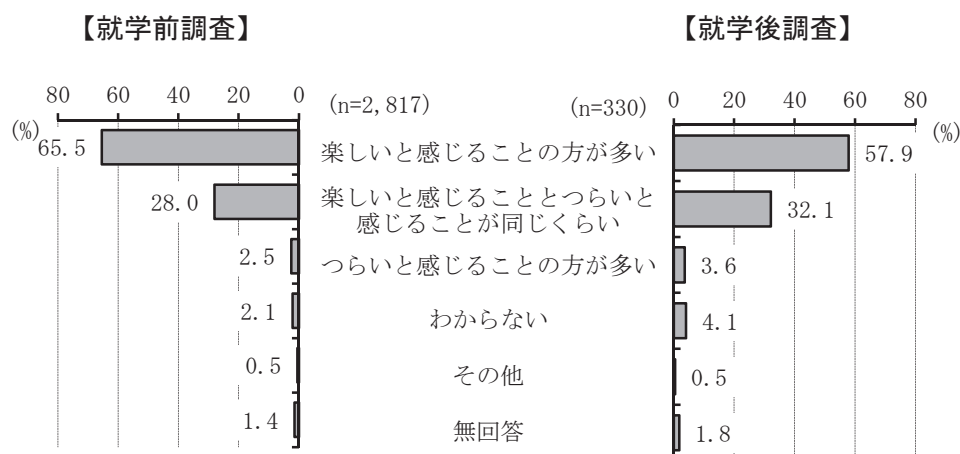
就学後調査では「子育てにかかる出費がかさむこと」の割合が4割強と最も高くなっています。次いで「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」の割合が3割弱、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」が約2割となっています。





## ③ 子育てについての気持ち

就学前、就学後調査とも「楽しいと感じることの方が多い」の割合が最も高く、就学前調査では6割台半ば、就学後調査では6割強となっています。

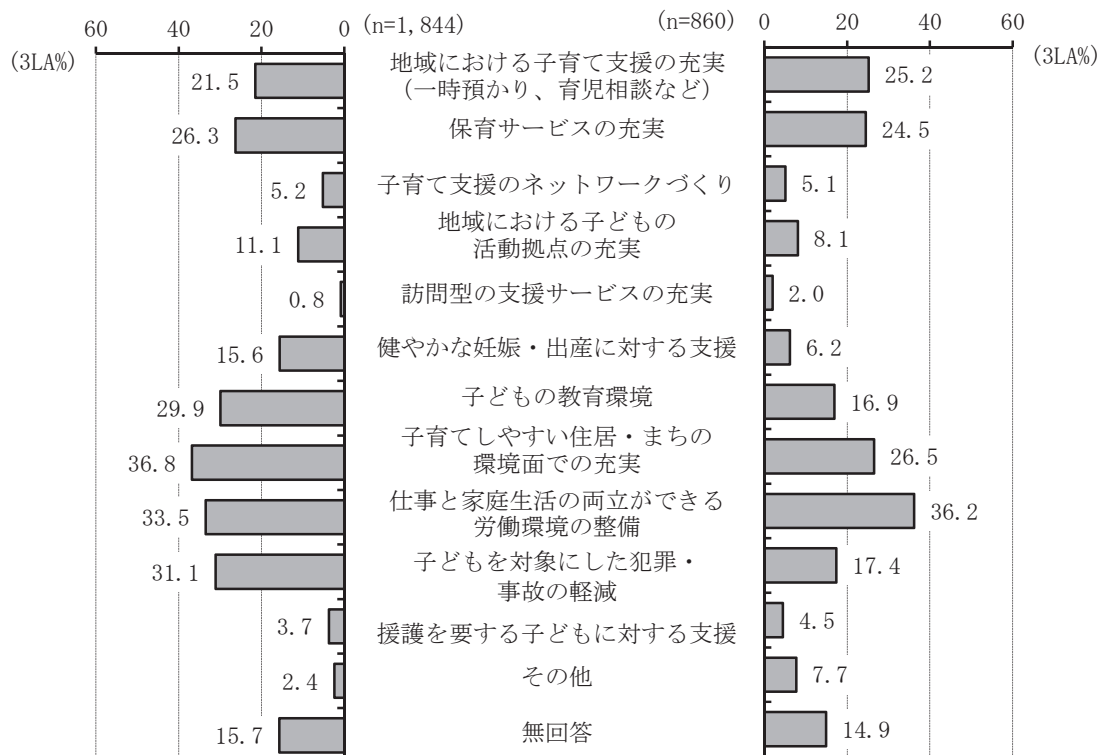


## ④ 有効だと考える子育て支援施策

就学前調査では、子育てが楽しいと感じる人、子育てについて楽しいとつらいが半々、つらいと感じることが多い人とも、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」と「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」の割合が上位を占めています。

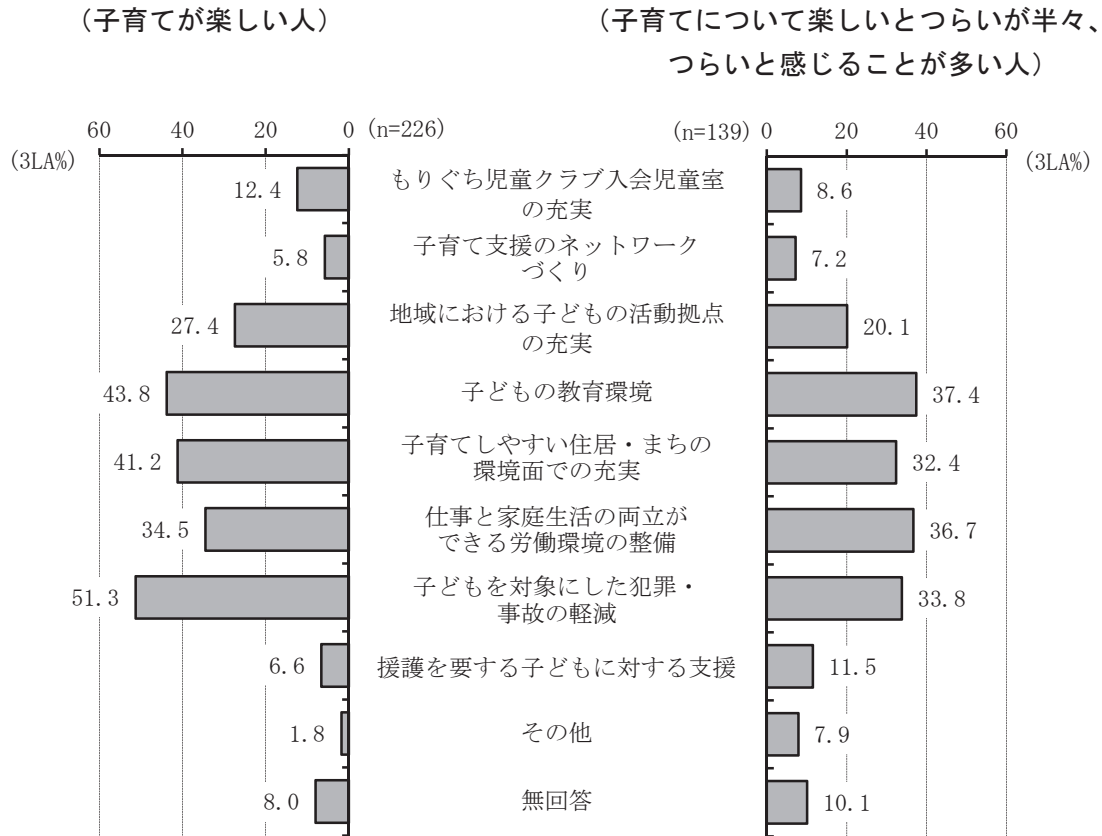
## 【就学前調査】

(子育てが楽しいと感じることが多い人)

(子育てについて楽しいとつらいが半々、  
つらいと感じることが多い人)

就学後調査では、子育てが楽しいと感じる人、子育てについて楽しいとつらいが半々、つらいと感じることが多い人も、「子どもの教育環境」、「子育てしやすい住居・まちの環境面の充実」、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」の割合が上位を占めています。

【就学後調査】



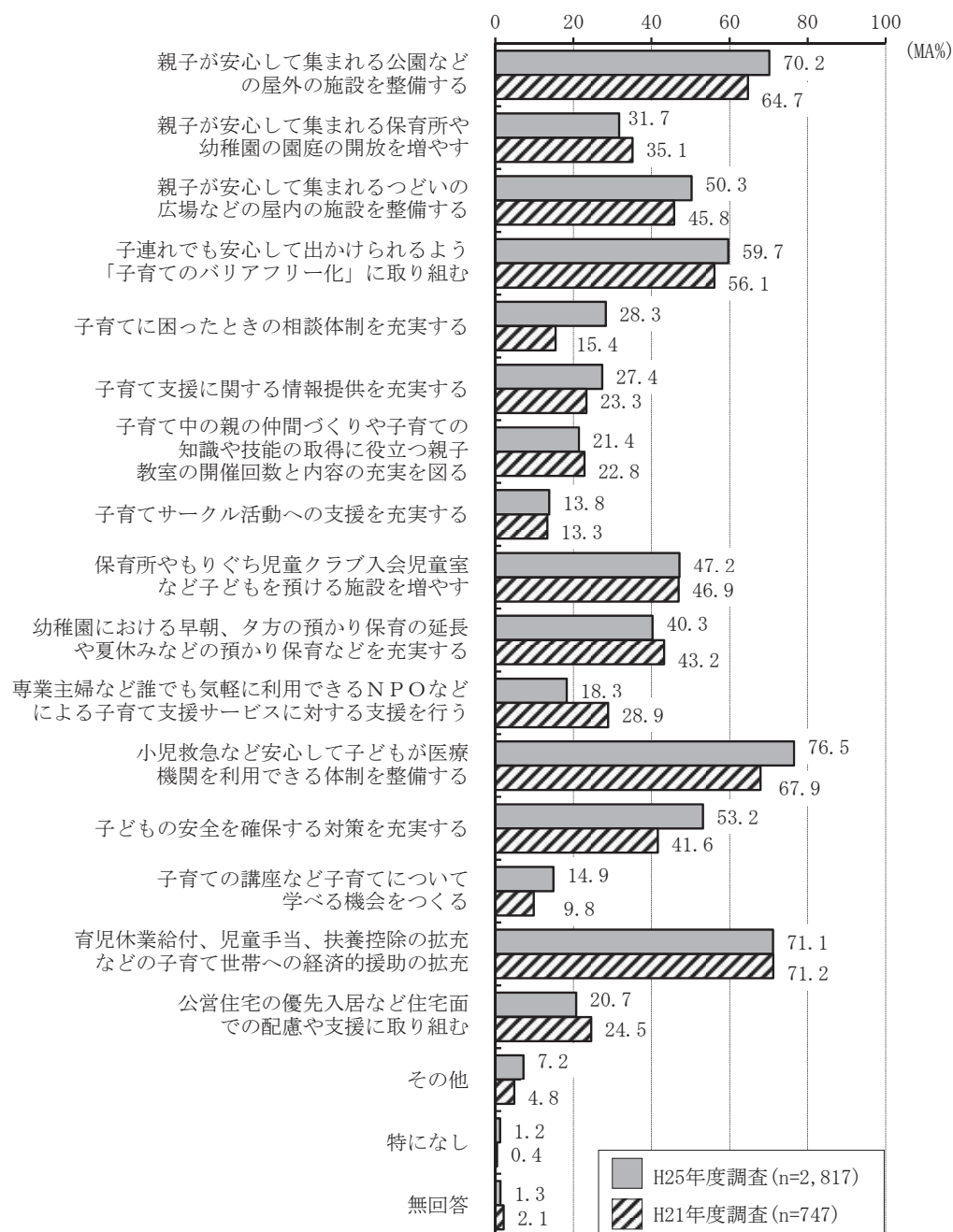
## (12) 行政への要望

## ① 充実してほしい子育て支援サービス

就学前調査では「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」の割合が7割台半ばと最も高くなっています。次いで「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」の割合が7割強、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」の割合が約7割となっています。

前回調査結果と比べると、上位3位にあがっている内容は変わらないものの、前回調査で最も割合が高かった「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」と2番目に割合が高かった「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」の順位が入れ替わっています。

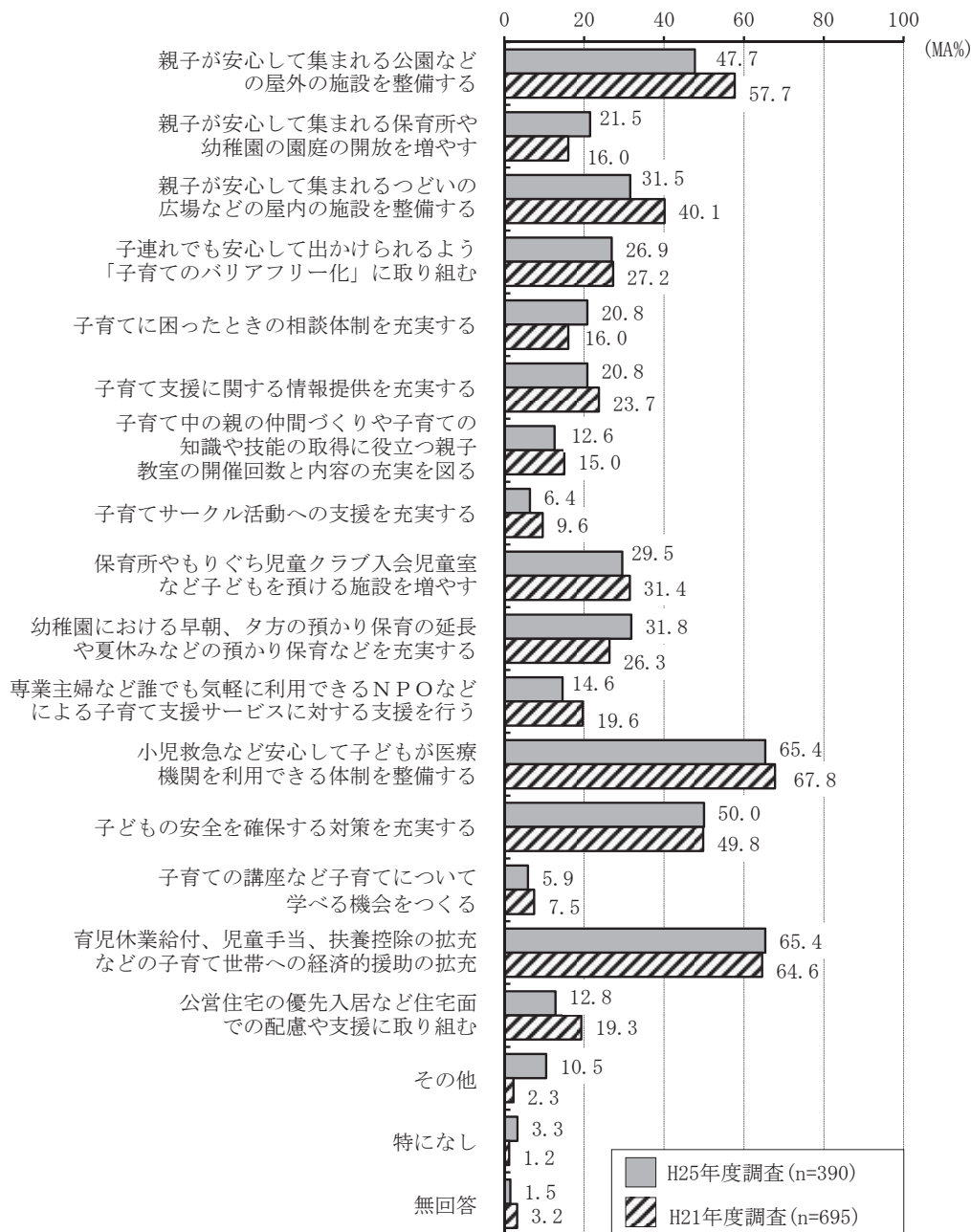
【就学前調査】



就学後調査では「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」、  
「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」の割合  
が同率で最も高く、6割台半ばとなっています。次いで「子どもの安全を確保する対策を充実  
する」の割合が5割、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」の割合が  
5割弱となっています。

前回調査結果と比べると、上位3位の順位、割合に大きな差はみられません。

【就学後調査】



## (8) 自由意見（主な意見の抜粋）

## ■ 就学前の教育・保育サービスについて

就学前調査	件数
待機児童の解消、保育施設を拡充させてほしい	90 件
夜間保育、休日保育、一時預かり等の施設を充実させてほしい、料金を下げてほしい	65 件
保育園、幼稚園に満足している、感謝している	60 件
病児・病後児保育施設を充実させてほしい	48 件
保育園・幼稚園で最低限のしつけをしてほしい、教育内容を充実させてほしい	42 件
公立保育園・幼稚園の保育料金を下げてほしい、延長料金を下げてほしい、補助金の所得格差を無くしてほしい	38 件
保育士、幼稚園教諭の質の向上、人員確保を図ってほしい	34 件
安心して預けられる保育環境を整えてほしい、施設整備・改修をしてほしい	31 件
公立保育所の保育時間を長くしてほしい、土曜日も利用しやすくしてほしい	29 件
公立幼稚園でも預かり保育を実施してほしい	22 件
公立幼稚園・保育所をなくさないでほしい、民営化しないでほしい	20 件
公立幼稚園の3年保育を実施してほしい	16 件

就学後調査	件数
待機児童の解消、保育施設を拡充させてほしい	4 件
病児・病後児保育施設を充実させてほしい	2 件
公立保育所・幼稚園の保育料金を下げてほしい、補助金の所得格差を無くしてほしい、所得の不正を調査してほしい	2 件

### ■ 市の子育て支援サービスについて

就学前調査	件数
他市に比べて子育て支援が遅れている、子育てしにくい、もっと支援を充実させてほしい	59件
市民保健センター、守口市子育て支援センターは遠くて利用しにくい、身近な地域で増やしてほしい	32件
気軽に相談できる窓口を増やしてほしい、色々な相談内容に対応してほしい、平日以外も相談窓口を開設してほしい	27件
習い事等、学習面の支援をしてほしい、身近で安価な習い事を市が提供してほしい	27件
親同士、子ども同士の交流の場やイベントを増やしてほしい、平日以外も実施してほしい	26件
子育て支援の内容や利用可能な施設等、市のサービスについての情報を増やしてほしい、分かりやすくしてほしい	22件
公民館、図書館を充実させてほしい	22件
仕事と子育てを両立できる環境を整えてほしい	18件
子どもが色々な経験を積めるイベント（教室）を増やしてほしい	17件

就学後調査	件数
他市に比べて子育て支援が遅れている、子育てしにくい、もっと支援を充実させてほしい	10件
子ども（親子）が色々な経験を積めるイベント（教室）を増やしてほしい	6件
公民館、図書館を充実させてほしい	5件

### ■ 遊びの環境について

就学前調査	件数
公園の充実、安全面・衛生面の確保、遊具やトイレ等の整備をしてほしい、未就園児の安全も確保してほしい	216件
ボール遊び等禁止行為が多い、のびのび遊べる広い公園がほしい、緑豊かな家族連れで楽しめる公園がほしい	74件
休日・雨の日の子どもの遊び場、屋内施設を充実させてほしい	31件

就学後調査	件数
ボール遊び等禁止行為が多い、のびのび遊べる広い公園がほしい、緑豊かな家族連れで楽しめる公園がほしい	15件
公園の充実、安全面・衛生面の確保、遊具やトイレ等の整備をしてほしい、未就園児の安全も確保してほしい	10件
子ども同士で安心して集える場所を充実させてほしい	6件

## ■ 地域環境について

就学前調査	件数
歩道のない道が多く危険である、段差の解消、道路・歩道の整備をしてほしい	55 件
不審者・犯罪・事故が多いのが心配である、安心安全な地域づくりをしてほしい	39 件
地域住民が子育てに理解・協力できる体制を整えてほしい、地域住民との関わりが持てるような環境にしてほしい	38 件
車・バイク・自転車、公共マナーやルールを守らない人が多い、講習会を開いてほしい	30 件
緑・自然の多い環境にしてほしい、街をきれいにしてほしい	17 件

就学後調査	件数
不審者・犯罪・事故が多いのが心配である、防犯カメラの設置・街灯を増やす等安心安全な地域づくりをしてほしい	10 件
地域住民が子育てに理解・協力できる体制を整えてほしい、地域住民との関わりが持てるような環境にしてほしい	4 件
車・バイク・自転車、公共マナーやルールを守らない人が多い、講習会を開いてほしい	3 件
通学路の安全を確保してほしい	3 件

## ■ ワーク・ライフ・バランスについて

就学前調査	件数
働いているため育児に時間が取れずストレスがある、仕事と子育ての両立が難しい	23 件
働いているため育児に時間が取れないが、一緒にいる時は充実した時間を過ごせるように心掛けている	17 件
各職場が子育てしている母親や家庭にもっと理解・配慮してほしい、休日出勤やサービス残業がある	6 件

## ■ 経済的負担の軽減について

就学前調査	件数
乳幼児医療の期間を伸ばしてほしい、所得制限をなくしてほしい、予防接種の補助または無料にしてほしい	142 件
経済支援を充実させ子育てしやすい市にしてほしい、所得制限なしの経済的支援をしてほしい	25 件
もっと子どもがほしいが経済的な理由で困難である、諦めた	10 件

就学後調査	件数
乳幼児医療の期間を伸ばしてほしい、所得制限をなくしてほしい、予防接種の補助または無料にしてほしい	15 件
児童手当の支給額を増やしてほしい	5 件
教育費等の支援をしてほしい	2 件

### ■ 子育てに関する不安、負担などについて

就学前調査	件数
育児に不安・悩み・ストレスがある、相談相手がいない	35 件
子どもが小さいうちは出来る限り仕事をせずに育児に専念したい、できれば育児に専念したいが経済的な理由から働かざるを得ない	18 件
育児・家事は母親の負担が大きい	2 件

就学後調査	件数
育児に不安・悩み・ストレスがある、相談相手がいない	5 件
育児・家事は母親の負担が大きい	2 件

### ■ 小・中学校について

就学前調査	件数
小・中学校の学力向上を図ってほしい、守口市の学力レベルが低いため公立では不安がある	66 件
中学校での給食を実施してほしい	23 件
小・中学校の耐震工事等、施設・設備整備をしてほしい	19 件
小・中学校教員の質の向上を図ってほしい、教員は威厳を持ってほしい	19 件
小・中学校の統廃合に不安・不満がある、再編成してほしい、情報がほしい	18 件

就学後調査	件数
小・中学校の学力向上を図ってほしい、守口市の学力レベルが低いため公立では不安がある、塾に行かなくてもいいようにしてほしい、教育環境の改善を図ってほしい、放課後学習を増やしてほしい	26 件
小・中学校教員の質の向上を図ってほしい、教員は威厳を持ってほしい	8 件
中学校での給食を実施してほしい	7 件

### ■ もりぐち児童クラブについて

就学前調査	件数
学童保育の時間を延長してほしい、開始時間を早くしてほしい	35 件
学童保育は低学年だけでなく高学年まで受け入れてほしい	19 件
学童保育を充実させてほしい、質の向上を図ってほしい	14 件

就学後調査	件数
学童保育・児童クラブの時間を延長してほしい、開始時間を早くしてほしい	6 件
学童保育・児童クラブは低学年だけでなく高学年まで受け入れてほしい	5 件
児童クラブは外で遊べない・厳しく言われる等の理由で子どもが行きたがらない	2 件



## 10. 用語集

	用語	解説
ア行	安まちメール	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪発生情報とその被害を防止するための防犯対策情報に関する警察署からのリアルタイムによる情報提供サービス。</li> </ul>
	育児教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児健康診査の結果等で経過観察が必要とされた子や子どもに発達の遅れがあるのではないかと心配している保護者に対して、遊びを仲立ちとして、子どもの健全な発達を促すことや子どもに応じて適切な対応ができるよう、保護者がかかわり方を集団的に学ぶ場。</li> </ul>
	一般事業主	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員 101 人以上の事業主。(事業を経営する主体。)</li> </ul>
	M字カーブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本人女性の年齢階級別の労働力率(15歳以上の人口に占める求職中の人も含めた働く人の割合)をグラフで表した場合に、学校卒業後の20歳代でピークに達し、その後、出産・育児期にあたる30歳代で落ち込み、子育てが一段落した40歳代で再上昇し、アルファベットの「M」のかたちに似た曲線を描くこと。</li> </ul>
	大阪府中央子ども家庭センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>0歳から18歳未満の子どものため、児童福祉法に基づいて設けられた専門の相談機関。</li> </ul>
カ行	学生フレンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>心の悩みや不安で、外出や登校がしにくい小・中学生の話し相手・相談相手となる学生ボランティアのこと。学生フレンド事業は、週一回程度学生ボランティアが家庭訪問等を行い、学校復帰に向けての支援を行う事業。</li> </ul>
	学校評議員	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営に関して意見を述べる人員のこと。学校評議員制度は保護者や地域住民が学校運営に参画するためのシステムで、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第1号)の第49条に定められている。これにより、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携協力しながら、特色ある教育活動を展開することができる。</li> </ul>
	家庭的保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域型保育事業の1つで、家庭的保育者の自宅等において行う定員規模5人以下の保育事業。家庭的保育者の資格その他設備及び運営に関する基準は子ども・子育て支援法の規定に基づき市が条例で定めている。</li> </ul>
	家庭保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満の乳幼児を、その保護者が市内に居住し就労等のため保育できないものを保育する認可外施設で、守口市が定める一定の基準を満たすもののうち、守口市の指定を受けたもの。保護者は認可保育所と同水準の負担で利用できる。守口市内においては5カ所の家庭保育所がある。(平成26年4月現在)</li> </ul>

	用語	解説
カ行	教育標準時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育の必要性を認定する場合の基準となる区分のひとつ。教育標準時間の認定を受けた場合、給付の範囲内で利用できる幼児教育時間は3～4時間となっている。</li> </ul>
	教育・保育提供区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子ども・子育て支援新制度において「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として設定される区域。</li> </ul>
	居宅訪問型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域型保育事業の1つで、子どもの自宅等に保育士等が訪問して行う保育事業。1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施するもの。</li> </ul>
	言語聴覚士	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国家資格をもつ医療専門職の1つで、リハビリテーションに関連する専門職。音声、言語又は聴覚機能に障害のある人に対し、それらの機能の維持向上を図るため、適切な検査と訓練を行い、日常生活や社会復帰のサポートを行う。</li> </ul>
	合計特殊出生率	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 15歳から49歳までの女性の年齢別（年齢階級別）出生率を合計したもので、1人の女性が一生に産む子どもの平均数。</li> </ul>
	高齢化率	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総人口に占める65歳以上人口の割合。</li> </ul>
	コーホート変化率法	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ここでいうコーホートとは、同じ年に生まれた人々の集団のことで、各コーホートの過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。</li> </ul>
	子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、特別保育事業等の積極的な実施・普及促進及び地域の保育資源の情報提供等、並びに家庭的保育を行う者への支援等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする施設。</li> </ul>
	子ども虐待防止アドバイザー（子ども家庭サポーター）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 虐待に関する専門的な医学知識や経験に基づき、児童相談所等助言を行なうボランティア。虐待防止に努めるため地域に密着した活動を行っている。</li> </ul>
子ども・子育て関連3法	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 平成24年8月に可決・成立した以下の3つの法律。この法律に基づき、平成27年度より子ども・子育て新制度が開始される。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>①子ども・子育て支援法</li> <li>②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律</li> <li>③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</li> </ol>	

	用語	解説
カ行	子ども・子育て支援新制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づく、子ども・子育て支援に関する新たな制度。この制度の施行により、市町村では「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援サービスに関する見込み量に対する提供量を確保していくことになる。</li> </ul>
	子ども・子育て支援法	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24 年 8 月に成立・公布された、新たな子ども・子育て支援の仕組みに関する新法。市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、子どものための教育・保育給付、子どものための現金給付（児童手当）等が規定されている。</li> </ul>
	婚姻率	<ul style="list-style-type: none"> <li>総人口に占める人口年間婚姻届出件数の割合。通常は人口 1,000 人当りの婚姻件数として表される。</li> </ul>
サ行	事業所内保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業内または事業所の近辺に用意された育児中の従業員向けの託児施設。新制度での給付対象となるには、従業員の子ども以外に、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施する必要がある。</li> </ul>
	次世代育成支援行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村・都道府県、一般事業主が策定する子育て環境の整備や、仕事と子育ての両立のための取組みについての計画。</li> </ul>
	次世代育成支援対策推進法	<ul style="list-style-type: none"> <li>次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるために制定された法律。次世代育成支援対策推進法は平成 26 年度までの時限立法であったが、有効期限が 10 年間延長されている。（平成 37 年 3 月 31 日まで）</li> </ul>
	施設型給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育・保育のニーズに応じて必要となる経常的経費を、保護者に対する個人給付として施設が代理受領し給付する制度。</li> </ul>
	児童虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者や養育者が、子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与える行為。児童虐待は身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の 4 種類に分類される。</li> <li>用語集「ネグレクト」を参照。</li> </ul>
	児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に関するあらゆる問題について地域住民からの相談に応じ、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う行政機関。</li> </ul>
	児童手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本国内に住民登録がある中学校修了までの児童に支給される手当。</li> </ul>
	児童発達支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法に基づき、身体や知的な発達の遅れのある就学前児童（発達障害児を含む）を対象とした保育・療育・訓練を行う事業。</li> </ul>

	用語	解説
サ行	主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童委員とは、地域住民の福祉の増進を図る重要な担い手として、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行っている。主任児童委員は、児童委員の中から選任され、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、各児童委員との連絡調整や活動に対する援助・協力を行っている。</li> </ul>
	需給計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>需要に対する供給を整備するための計画。子ども・子育て支援事業計画は、地域の子ども・子育て支援に関する需給計画として、地域の実情を踏まえた上で、教育・保育に対するニーズ量や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を見積もり、見積もった量に対し、どのような提供体制を整備するかを明らかにするもの。</li> </ul>
	障がい児相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法を基本として障がい児が自立した日常生活または、社会生活を営むことが出来るよう適正な相談支援を行う事業。</li> </ul>
	小規模保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域型保育事業の1つで、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象として行う定員規模6人以上19人以下の保育事業。多様なスペースにおいて、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を実施している。</li> </ul>
	商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に中小企業等の活動を支援するために設けられた公益法人。</li> </ul>
	市立わかくさ・わかすぎ園	<ul style="list-style-type: none"> <li>用語集「わかくさ・わかすぎ園」を参照。</li> </ul>
タ行	待機児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所等への入所申請をしながらも満員のために入所できない児童。</li> </ul>
	第五次守口市総合基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>守口市における行政運営の総合的な指針となるもの。第五次守口市総合基本計画の対象期間は平成32年度までとなっている。</li> </ul>
	地域型保育給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域型保育事業（用語集「地域型保育事業」を参照。）を対象に給付される給付費。</li> </ul>
	地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て支援新制度において公費負担の対象となる事業で、0～2歳の保育の必要性が認定された児童を保育する小規模な保育事業。（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育事業）</li> </ul>
	地域子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>用語集「子育て支援センター」を参照。</li> </ul>
	中学校校区連携推進協議会（すこやかネット）	<ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校、幼稚園・保育所、PTA、自治会、青少年育成団体、子育てグループ、NPOの関係者等、地域の幅広い人々が構成員となり、学校と地域との橋渡しをする、「教育コミュニティ」づくりの推進組織。</li> </ul>
	通常保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の開所時間（11時間）に行われる保育。</li> </ul>

	用語	解説
タ行	適応指導教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校の児童・生徒の学校復帰の支援を目的に、学習、創作活動、スポーツ等を行う場を提供する事業。</li> </ul>
	テレワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信技術（ICT= Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。</li> </ul>
	統合教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児と健常児と一緒に教育すること。</li> </ul>
	統合保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児と健常児と一緒に保育すること。</li> </ul>
	登録児童室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1～6年生の児童と保護者等同伴の3歳以上の幼児を対象とした放課後の居場所で、各家庭の責任で利用することを基本とした自主的な遊び場を提供する事業。</li> </ul>
	特定事業主	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の各府省や地方公共団体等。</li> </ul>
	特定保育サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代育成支援後期行動計画において、ニーズ量の把握や目標事業量設定が期待されると位置づけられた重点事業。</li> </ul>
	特別保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭での保育が困難な子どもに対し、必要に応じて柔軟に保育サービスを提供する事業。</li> </ul>
ナ行	入会児童室	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が就労等で昼間家庭にいない1～3年生の児童を対象とした安全確保と保護機能を持たせた生活の場を提供する事業。</li> </ul>
	乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳児と幼児を合わせた呼び方。児童福祉法では乳児は出生から満1歳未満の子、幼児は満1歳から小学校就学までの子と定義されている。</li> </ul>
	乳幼児医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児が病院・診療所等で診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成する制度。</li> </ul>
	認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法上の保育所に該当しない（都道府県知事の認可を受けていない）保育施設。認可外保育所・認可外保育施設とも呼ばれる。</li> </ul>
	認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学前の子どもに教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設として、都道府県の認定を受けた施設。保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる。認定こども園には以下の4つの種類がある。</li> </ul> <p>①幼保連携型：幼稚園と保育所が一本化した認可施設として、教育・保育を提供するタイプ</p> <p>②幼稚園型：認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ</p> <p style="text-align: right;">（次頁へ続く）</p>

	用語	解説
ナ行	認定こども園	(前頁より続き) ③保育所型：認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ ④地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ
	ネグレクト	■ 幼児・高齢者等の社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと。
ハ行	発達障がい	■ 主に脳の機能的な問題が原因で子供の発育や成長に遅れや歪みが生じるもの。代表的なものとして、広汎性発達障害(PDD)、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(AD/HD)があげられる。
	保育教諭	■ 幼保連携型認定こども園における中心職員。「幼稚園教諭免許」と「保育士資格」の両方を持つことが原則となっている。
	保育士	■ 保育所等児童福祉施設において、子どもの保育を行う職員。
	保育所	■ 就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設。そのうち、児童福祉法に基づき都道府県又は政令指定市又は中核市が設置を認可した施設を認可保育所という。
	保育所等訪問支援事業	■ 保育所等を利用中(利用予定)の障がい児が保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援等を供与し、安定した利用を促進する事業。
	保育短時間	■ 保育の必要性を認定する場合の基準となる区分のひとつ。保護者の就労が短時間の場合を想定しており、保育短時間の認定を受けた場合、給付の範囲内で利用できる保育時間は一日最大8時間となる。
	保育の必要性	■ 就学前の教育・保育のうち、利用可能な施設を判断する基準となるもの。子ども・子育て新制度では、「事由」「区分」「優先利用」の3点において市町村が認定基準を設定することになっており、子どもの年齢や保護者の就労の状況によって保育の必要性が判定される。
	保育標準時間	■ 保育の必要性を認定する場合の基準となる区分のひとつ。保護者の就労がフルタイム等の長時間の場合を想定しており、保育標準時間の認定を受けた場合、給付の範囲内で利用できる保育時間は一日8時間、最長11時間となる。

	用語	解説
ハ行	母子家庭等日常生活支援事業制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在は「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の名称となっており、ひとり親家庭等を対象に、技能習得のための通学・就職活動等や疾病等により、一時的に保育や家事・介護を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣したり、家庭生活支援員の居宅で子どもを保育するなどの生活支援を行う制度。</li> </ul>
	母子保健計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果的な母子保健施策の推進に向けて、母子の心身の健康の確保と増進、生活環境の向上のための体制の確立に向けた取組み指針。</li> </ul>
	母子・父子自立支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭等に関してその実情を把握し、個々のケースに応じて自立に必要な各種の相談や指導を行う人。</li> </ul>
マ行	守口市企業人権推進連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>さまざまな人権問題解決のため、市内の事業所で構成された組織。人権啓発について意見交換や情報交換を行い、人権啓発活動を行っている。</li> </ul>
	守口市子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>用語集「子育て支援センター」を参照。</li> </ul>
	守口市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て支援法において設置が規定されている機関（努力義務）。子どもの保護者を含む子育て支援当事者から構成される。本計画の策定・進捗管理等について、子育て支援の当事者等の意見を聴くための会議。</li> </ul>
	守口市次世代育成支援後期行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>用語集「守口市次世代育成支援行動計画」を参照。</li> </ul>
	守口市次世代育成支援行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年7月制定の「次世代育成支援対策推進法」に基づき、守口市が策定した行動計画（計画期間は平成17年度～平成21年度）。全ての子育て家庭が、子どもを持つこと、育てることに楽しみや喜びを持ち、家族のきずな、地域のきずなを一層深め、安心して子育てができる社会の実現をめざしたものを前期計画と言う。守口市次世代育成支援行動計画（前期計画）の後継計画（計画期間は平成22年度～平成26年度）を後期計画と言い、すべての子どもたちが、安心して心豊かにたくましく生きていける環境を整備するための計画。</li> </ul>
	守口市次世代育成支援行動計画（前期計画）	<ul style="list-style-type: none"> <li>用語集「守口市次世代育成支援行動計画」を参照。</li> </ul>
	守口市児童虐待防止地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待を防止するための協議会。守口市設置。</li> </ul>
	守口市男女共同参画推進計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会の実現に向けて、守口市の男女共同参画に係る施策を総合的に推進するための取組み指針。</li> </ul>

	用語	解説
マ行	もりぐち児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域との交流や遊び等を通じた異年齢児童間の交流活動を通じて、子どもの創造性・自主性及び協調性を育むことを目的とした事業。もりぐち児童クラブは「登録児童室」と「入会児童室」の二つの機能があり、各小学校内に設けている。</li> </ul>
ヤ行	夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に家庭において子どもを養育することが困難となった場合、児童養護施設等において児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。</li> </ul>
	幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校。</li> </ul>
	幼稚園教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 幼稚園において、3歳～就学前子どもを学校教育法に基づき教育を行う教員。</li> </ul>
	要保護児童対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童を早期に発見し、保護や適切な支援につなぐための機関。</li> </ul>
ラ行	離婚率	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総人口に占める人口年間離婚届出件数の割合。通常は人口1,000人当りの離婚件数として表される。</li> </ul>
	離乳食講習会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 離乳時の乳児の保護者に対し、離乳の基本に基づき、離乳食の料理の実演及び試食等を通して、離乳食に関する講習を行なう事業。</li> </ul>
	療育支援施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障がいのある子どもを対象とした施設で、子どもやその家族の地域生活や活動を支えることを目的としている。</li> </ul>
	量の見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に対するニーズ量の見込み。</li> </ul>
	労働力人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたもの。</li> </ul>
	労働力率	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 15歳以上人口に占める労働力人口の割合。</li> </ul>
ワ行	ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。</li> </ul>
	わかくさ・わかすぎ園	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 児童発達支援事業・障がい児相談支援事業・保育所等訪問支援事業を行っている守口市立の施設。</li> <li>■ 用語集「児童発達支援事業」、「障がい児相談支援事業」、「保育所等訪問支援事業」を参照。</li> </ul>





守口市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発 行：守口市

〒570-8666 守口市京阪本通 2 丁目 2 番 5 号

電話 (06) 6992-1665

企画編集：守口市こども部こども政策課